

令 和 6 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

9月会議 9月 3日 開 会
9月 12日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 6 年 9 月 3 日 (火曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 1 日目)

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録第1号

令和6年9月3日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町 民 稅 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	千 葉 啓 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 和 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 幹	佐 藤 美 恵
主 事	小 野 真 里

議事日程 第1号

- 令和6年9月3日（火曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 行政報告
 - 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から9月会議の開会となります。御存じのように9月会議は決算の審査もございまして大変長丁場となります。体調管理をしっかりとなさって臨んでいただきたいと思います。議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかなど、しっかりと審査をいただきたいと思います。活発かつ円滑な議会運営に御協力くださいますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

まず最初に、当局より7月1日付の人事異動に伴う議場出席管理職職員の異動について、これを議会に報告したい旨の申入れがありましたので、この際これを許可いたします。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年7月1日付人事異動に伴います管理職の紹介をさせていただきます。

上下水道事業所長山内徳雄です。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）前職は歌津総合支所長でございます。

続きまして、歌津総合支所長千葉啓、総務課長兼務でございます。

以上、御紹介とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和6年度南三陸町議会9月会議を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から9月会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手

元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書並びに例月出納検査報告書が提出されております。

次に、教育委員会より、お手元に配付しておりますとおり教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書が提出されております。

次に、一般質問は佐藤雄一君、阿部司君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、菅原辰雄君、佐藤正明君、伊藤俊君、及川幸子君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長、佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 総務産業建設常任委員会の調査概要についての報告をいたします。

ページ数につきましては、6ページから9ページになります。

6月の定例会議で継続調査としておりました6月定例会議後の農業、水産業の現状と課題についての現地と聞き取り調査を実施しました。

調査期日、調査事件、調査目的、調査事項、調査方法、調査概要は記載のとおりとなっております。

今9月会議では、農業、水産業の現状と課題についての継続調査から結びにすることで、各委員からの調査報告を基にまとめ、結びを記載しております。

結びについては、長くなりますが朗読いたします。

ページ数、下段の7でございます。

結び

著しい環境側面に見られる多くの課題と対峙しながら一次産業に取り組んでいる現状において、南三陸町の食と地域の暮らしを支える第一次産業の安定化は喫緊の課題である。

ページ9に移りますが、農業、水産業の視察調査で見えたものは、自然環境の絶えない大きな変化に対し人ができることは限りなく少ないという現状であった。いたずらに危機感だけを発信するだけでは解決策が見いだせるものではなく、改めて課題を掘り起こし、現状を知

る、見る、聞く、学ぶことにより、地域それぞれの特色が併せ持つ産業の在り方や今後の取組の考察につなげていかなければならない。SDGs（持続的な開発目標）が示されており、一次産業は地域の環境システムの維持といった多面的な役割を持っている。さらに、資源の再生には失っていく時間以上に取り戻すための時間が必要であることから、単発的な政策的補助ではなく、持続的な伴走型の補助も必要となってくる。現状において、地方自治体単独での取組は難しく、広域連携も含め各機関との密な関係を図り、地道な情報発信や共有の中から地域産業を守っていく力を醸成したい。

そのためにも、今後もより実証的な取組を蓄積しつつ、加工業や観光業などの一層の連携強化を促進し、収益の高い一次産業の確立を図り、当町の一次産業が持続可能なものとなる施策の展開を期待し、結びとする。

以上であります。御確認の上、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長、村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） それでは、民生教育防災常任委員会の所管事務調査について結果を御報告申し上げます。

当委員会では、多様な教育環境の在り方、居場所づくり、子育て支援策の充実、いじめや不登校、要保護児童における現状についての調査を行いました。

調査期日、調査事件、調査目的、調査事項、調査方法、調査概要につきましては、記載のとおりであります。

結びについて、少し長くなりますけれども朗読をさせていただきます。

価値観が多様化する現代社会において、子供たちを取り巻く環境も大きく変化している。いじめの認知件数は増加傾向にあるが、これは各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知している結果と捉えることもできる。不登校についても、社会全体の受け止め方が変化しており、無理に学校に復帰させることを考えるのではなく、むしろ学校以外の学びの場を充実させることを考える社会になってきている。今後、ますます多様な児童生徒一人一人に合わせた精度の高いアセスメント、客観的評価が必要になってくる。

その基礎情報を収集する手段として、学級満足度調査のようなダイレクトに児童生徒の声を聞くことは大切である。当町の中学校でも既に実施しており、小学校では行きたくなる学校づくりの一環で年4回のアンケートを行っている。この結果を毎回しっかりと分析して、教

育現場での指導、学級経営へ生かしていかなければならない。

今回の調査を通じて感じたことは、緩やかな学童保育とも言えるキッズステーション事業のように子供の居場所づくりは重要だが、新しい事業をスタートさせる余力が行政側にないよう見受けられることであり、対応すべきことに優先順位をつけることはもちろん大切だが、官民連携を単なる標語のような扱いで終わらせるのではなく、民間に頼るべきところは頼り、対応できる内容を増やしていく努力をしなければならない。優先順位を下げ、後回しにした先で不幸な事件や事故が起こることは避けなければならない。担当課への聞き取り調査では、貧困世帯への支援をまず充実させたいという見解であったが、貧困は虐待の背景的要因になることも多く、確かに対策は急がれる。しかし、1つの部署だけで解決できる事業には限度がある。救いの手を待つ子供がいたとしても、その子にとって手を差し伸べてくれる大人の立場や肩書などは関係がない。町内の横の連携はもとより、町ぐるみで課題解決へ向かう空気感の醸成が最も重要なと考える。

こども家庭センターが設置される来年度、どこに相談したらよいか分からぬという事態をまずは減らすことが求められる。そして、これまでの取組を継続しつつ、徐々に顕在化しつつある虐待件数の増加や深刻化に歯止めをかけ、子供の笑顔が1つでも増えるよう、そしてまた、子供に関わる人たちに笑顔が増えるよう、官民挙げて取り組んでいかなければならぬ。

価値観の多様化が進む現代社会をリアルタイムで生きている子供たち。輝く未来を持ったその子たちを多様な視座から、様々な立場から支え、育んでいける町になるよう、今後とも委員会として機会を捉え働きかけていくこととして、結びとする。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会広報常任委員会です。

お手元の資料5ページ辺りを見ていただければと思います。

議会だよりの作成等に關係いたしまして、委員会を開きました。令和6年度6月会議の内容並びに特別委員会の活動状況等を議会だより第74号にて住民に周知するため、議会だよりの作成を行いました。また、議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成し、ホームページに掲載しております。

また、令和6年8月には、より住民に親しまれる紙面づくりの参考にするため、全国議会広

報コンクールで入賞歴のある神奈川県山北町並びに寒川町の議会を視察いたしまして、委員の資質向上を図ったところであります。視察に当たっては、ほかの常任委員会の視察と同じく、全委員からレポートを提出していただきまして、それに沿って議会だより、そして委員会活動のさらなる充実を図ろうとしているところであります。一例を挙げれば、レポートでは山北町における議会広報モニター制度というのがあったんですけども、それについて各委員の評価が集中しているように見受けられます。今後検討していきたいと考えております。

また、次号の議会だより作成のため、委員会の活動は継続調査といたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会運営委員会では、6月、8月、それぞれ南三陸町議会6月会議、それから9月会議の議会運営について、議会運営委員会を開き検討したところであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長、菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 議会活性化特別委員会では、令和6年6月13日、この役場会議室において、庄内町議会との合同研修会、交流会について、あとは県北地方議会議員研修会についてなどについて、意見交換あるいは周知をいたしました。

6月26日、27日、庄内町議会合同研修会、これは住民と議会との意見交換会、あるいはそういうどういうふうなことで意見を吸い上げているか、あるいは我が町はこれからタブレット導入でございますけれども、庄内町では既にパソコンを使ってやっているので、その辺の功罪といいますか、いい面、悪い面、それらについて研修を行い、夜は交流会を行って、次の日は図書館等いろいろな施設を案内していただき、いろいろな面で勉強をさせていただきました。

7月4日には、県北地方町議会研修会、ハラスマントについて勉強させていただきました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和6年度南三陸町議会9月会議の開会に当たりまして、6月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、南三陸高等学校オープンキャンパスについて御報告を申し上げます。

去る8月10日、11日の2日間、令和7年度入学に向けた第1回目となる県外生向けのオープンキャンパスを開催いたしました。今回のオープンキャンパスには、昨年の倍以上となる関東圏を中心とした7都県にお住まいの中学生3年生の生徒17名に来町いただきました。町の紹介、高校の説明や学校施設、寮の見学、そして体験活動を通して、町や高校の魅力を実際に目にしていただきました。

k i z u n a 留学生第1期生が5名、第2期生が10名と年々入学生が増加しているとともに、今回のオープンキャンパスに参加いただいた中学生17名と、南三陸高校に興味をお持ちいただき大変感謝するとともに、全国募集の取組が着実に成果として表れていると感じているところがありました。

なお、本年2度目のオープンキャンパスにつきましては、来月10月の5日、6日、2日間開催をされるということになります。

次に、山形県庄内町訪問について御報告を申し上げます。

8月13日、令和6年7月の大雪で被害のあった山形県庄内町を訪問してまいりました。現地において被害状況を確認するとともに、町からの見舞金100万円、南三陸高等学校からの見舞金4万5,000円、南三陸町管理職一同からの見舞金20万円をお届けしてまいりました。

庄内町長からは、人的被害はなかったものの農地の被害が甚大であること、養豚場の豚3,000頭が溺死し全滅したなどの被害である旨の説明がありました。

一方で、道中におきましては、通行止め区間の解消など迅速な復旧作業が進んでいることも確認でき、安堵したところであります。

本年8月5日からは町内7か所に募金箱を設置しております。引き続き必要な協力をやってまいりたいと考えております。

次に、令和6年度宮城県9.1総合防災訓練について御報告を申し上げます。

今月1日、松原公園を主会場に宮城県と共同主催による総合防災訓練を実施いたしました。平成2年9月1日に旧志津川町で開催して以来、合併後においては初めての開催となり、例

年実施している町の総合防災訓練よりも多くの防災関係機関、各種団体及び地域住民の皆様に御参加をいただき、より実践的な訓練を実施できたと感じております。

なお、今回は訓練会場を分散させ、各会場の状況を映像配信機能を活用し災害対策本部にリアルタイムで伝えるなどの方法により実施いたしましたが、来賓の皆様からは訓練の様子が分かりやすいといった御好評をいただくとともに、宮城県においても今後の訓練に取り入れたいといった御意見を頂戴いたしました。

また、志津川中学校の生徒による避難所運営訓練は、ブラインド訓練での実施となりましたが、臨機応変に対応している生徒の姿に大変感動したとともに、災害発生時における活躍を確認したところであります。

引き続き、災害発生の未然防止と被害の軽減が図られるように、安心・安全な南三陸町の実現に向け、防災事業を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、佐藤雄一君。質問件名、1、し尿くみ取りについて。2、旧入谷公民館（林業村落センター）の今後の取扱いは。3、公民館に自販機の設置計画は。以上3件について佐藤雄一君の登壇発言を許します。5番佐藤雄一君。

〔5番 佐藤雄一君 登壇〕

○5番（佐藤雄一君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

通告1番は初めてでございます。大変緊張しておりますが、頑張って努めてまいりたいと思っております。

1件目の質問件名はし尿くみ取りについてということで、相手は町長でございます。

内容は、コロナウイルス感染症以来、物価の高騰、その他もろもろの物価上昇で委託業者が大変厳しい経営に落ち込まっていると聞きました。そこで、震災後は住宅再建などでほとんどの住宅が浄化槽を整備されました。利用者も激減している状況を踏まえ、経営が大変厳しくなっているということから、次の点を伺います。

1点目、現在の料金体系の根拠はいつ改定されたのか。

2点目、くみ取り料金の改定の考えは。

3点目、将来委託業者ができなくなった場合の町の考えはということで伺いたいと思います。

壇上より、以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員の1件目の御質問でありますし尿くみ取りについてお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、御質問の1点目ですが、現在の料金体系の根拠ということについてであります、くみ取りを依頼された世帯の方から町が徴収しているし尿収集手数料につきましては、南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例において規定しております、具体には、し尿18リットル当たり98円をくみ取りを依頼された住民の方に御負担をいただいております。手数料の算定根拠となりますのは、必要経費となります収集運搬経費とし尿処理経費を御負担いただくこととして算定をしておりますが、現状で申せば、必要経費の全てを御負担いただいているという状況にはなっておりません。

質問の2点目です。くみ取り料金の改定の考えについてであります、燃油をはじめ多くの製品に係る物価高騰の折、手数料の見直しもいずれ避けては通れないものと思われますが、住民負担に直結するものでありますので慎重に議論をしてまいりたいと考えております。

なお、し尿収集に係る業務委託につきましては、年度当初に単年度契約により、現在、し尿収集業務の委託業者2社において年度初めに委託指名願の提出を受けまして、見積りによる随意契約として18リットル当たりの単価契約を実施しているものでありますが、くみ取り世帯については、震災後、被災地域に関しては浄化槽への切替えが進み、震災前はくみ取りが全体の約56%を占めていたものが、令和4年度には約26%に減少する状況にあります。加えて、近年の燃料費の高騰や人件費、車両費用等の増加を踏まえますと、それに見合った形での委託予算の算定は当然行われるべきものだと考えております。

最後に、御質問の3点目、将来委託業者ができなくなった場合の町の考え方についてであります、し尿のくみ取り世帯が減少していく中でもくみ取り業務は継続していかなければなら

ないことあります。仮に町内に現在ある業者が業務の続行ができないとなれば、住民生活安定のためには、近隣所在の同種の業者への委託も含め対応せざるを得ない状況になると思いますが、しかしながら、町といたしましては、そのような事態にならないよう町内の事業者の方々と協議を進め、例えば、浄化槽管理業と併せて多角的な経営とするなどの持続可能な経営形態を見いだしていくように、情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） それでは、1点目からお聞きしたいと思います。

今、町長が答弁されました。ただ、いつ改定したのか、その辺ちょっと答弁漏れか、私の聞き漏れかなと思いますので、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（菅原義明君） それでは、手数料の改定がいつだったのかということについて御説明申し上げます。

こちらで確認できた資料で申し上げますと、直近の改定としては令和元年度でございます。それまでということになりますと、昭和の時代に遡りますけれども、昭和55年、それから昭和61年、平成7年、平成17年、平成26年、そして令和元年ということになります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 資料見せられていただくと、令和元年に改定したと。分かりました。

そこで、そうすると各自治体より最近というような形になるんですかね。半分ぐらいの自治体は平成27年度ぐらいだというような話を聞いていたものですから、じゃあ、うちのほうは大分進んでいるのかなと思うんですが、隣の気仙沼市さん、登米市さんから見てみると10円、20円以上低いんですよね。

そこで一番最初に気づいたのは、今、町長の説明あったように、この町では18リットル当たり98円だということで、その中には委託料というのは含まれているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（菅原義明君） まず、2つ御質問があったかと思います。

1つは、近隣の改定時期ということで申し上げますと、手数料、いわゆる住民の方から頂く手数料については、近隣で言いますと登米市さんが、例えば、令和5年の10月から改定をされてございまして、あと直近では、実は来月から、10月1日からまた改定料金が適用になります。登米市さんの場合は10リットル当たりの金額ですけれども、10リットル当たり125円というのが10月1日から適用されるくみ取りの手数料になります。ちなみに、うちと同じ18リ

リットル当たりの換算をいたしますと225円ということになります。

あと気仙沼市さんも同じく今年の10月から改定されることになっているようでございまして、こちらは気仙沼市さん、50リットル当たりの価格なんですけれども、50リットル当たりで510円、うちと同じく18リットル当たりに換算しますと、18リットル当たり184円ということになっているようでございます。

それから、2つ目の本町で言えば98円の中に委託料が含まれているのかという御質問でございましたけれども、これは含まれております。ただ、町長先ほど申し上げましたとおり、手数料そのものについては収集の経費だけではなくて、当然、処分するといふいわゆる衛生センターでそれを処分して浄化していくという費用も当然含まれるんですけれども、それら全てが98円の中で賄われているのかといえば、必ずしもそうではないというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 今説明あったように、この98円の中に放流する料金も含まれているというような解釈でよろしいですか。

そうなってくると、それ引き算すると94円ということは、また料金がちょっと下がっていくのかなと。値上げすることはちょっと考えにくいかなと思いますが、その辺で、値上げすれば事は一番簡単なんですが、なかなかそこまでいくと利用者に負担がかかるというような解釈の下でその辺をうまく考えていただければなと思うわけなんですが、そこで2点目に行きたいと思います。

今言いましたように、利用者にあまり負担かけないような方法で、事業所さんにもあまり負担かけないような形でうまくやっていければいいんですが、町としてその辺どのような解決策を目指してこの事業をやっていただけるか、その辺またお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 非常に悩ましい問題であります。ただ、基本的に震災前のくみ取り用を使っている方々が約9,200人ぐらいいらっしゃったんですが、現在2,600人ということになりますので、約30%弱まで落ちてしまったということです。当然、先ほど来お話ししておりますように、様々な物価高騰している際に、これだけ収集量が減るということになりますと、当然、売上げそのものが減っていくことになりますので、そういう観点で考えたときに、企業としてしっかり運営していくのかということは、当然、今御指摘のとおりだと思っております。

実は、し尿の料金の改定の経緯でいくと、大体さっきちょっと課長のほうからもありましたように、昭和55年から料金改定した際には5円とか10円とかというレベルで上がってきたんですが、平成23年の震災の後には、当然、くみ取り量がずっと減りましたので、一気にもう20円近くが手数料として上がっているというのがございますので、そういった何とか業者の方々もしっかりと商売として生き残ることができるような料金体系ということは非常に大事だと思います。

したがって、先ほど答弁させていただきましたが、いずれ改定ということについては、ある意味避けて通れない部分があるのかなと思います。

ちなみに、合併浄化槽を導入している御家庭の年間の大体手数料というか支払いしているのは約4万5,000円から5万5,000円ぐらい、人槽で違うんですが、大体4万5,000円から5万5,000円ぐらいですが、くみ取りを使っている方々、年間は大体2万円前後、その半分ぐらいということになりますので、その辺は踏まえながら、我々としても検討していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 事業所さんは大変本当に悩ましい難しい運営をされているというような話聞きますと、何とかしてあげないとうまくないのかなというような感じもします。

ただ、何とかしなくちゃならないんですが、利用者としては、多分あまり上げていただきたくないというような悩ましい問題なんでしょうけれども、いずれは、この点については今後、受益者負担といいますか、そういう感じで進んでいくのかなど。その中で適正化を図るような形で進んでいくのかなと私は思ってはいるんですが、個人個人、利用者の負担も抑えながら運営していただければいいかなあと思っております。

とにかく現在、この2つの事業所さんは家族でもって事業をされているということでありまして、なかなか自分たちだけでやっているものだから今の料金体系が何とか難しいながらも運営されているんだろうなあと思うわけです。

そこで、若干でも上がっていかなければ、自分たちの体調を含めて調子の悪いとき、アルバイトでも使えるような、そういうこともできるような進め方をさせていただければ、事業所さんも、私個人の意見ですが、雇い入れるような形ができるような、実情をもう少し和らげていただけるような町の考えがあるべきではないかなと思うわけですが、すぐではないでしょうかけれども、今後の見通しどのように進んでいくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つ誤解していただきたくないのは、この98円という料金設定について
は町が料金設定しているわけではないんです。実は、町としても一応積算をします、入札を
していただく際に。そのときに、業者の方々から、この料金だったらうちとしてやれますよ
という見積りの提示をいただいた金額がこの金額になっているんです。

ですから、町のほうとしてこの金額にしなきゃ駄目だよということではなくて、業者の方か
らこの金額だったらやれますということで提示をいただいて、それを委託料というか手数料
ということにしておりますので、そこは多分、まだ料金改定する際に町のほうとしてもこの
2業者の方々に入札ということにさせていただきますので、その際に90幾らではできないと
いうことになれば、当然、100幾らとかという数字というのは出てくるものだと思いますので、
その際、町としては柔軟に対応させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） すみません、94円の分です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 引き算すると、今町長言われたようにそういう形、料金体制なのかなと
思います。

そういう考え方を町で持っていただき、当時、令和元年のときに、多分、そのぐらいで事業者
さんはやれるんだろうなと思ってそういう提示したんだと思いますが、現在、先ほど言われ
ましたように、いろいろな物価高騰の中で、それで収入というか、くみ取り収入件数がどん
どん減っていってしまって、そっち飛びこっち飛びで車の燃料代も多分相当の量に行っている
んだろうなと思っております。その辺で何とか事業所さんが希望どおり、うんと儲けろと
か何とかじやなくて、とにかく実情に合ったような形で町で考えていただければなと思って
おります。

3点目に入ります。

2つの業者ができなくなった場合の考え方なんですが、そうまでは切迫しないで町では考
えるんだろうなと思いますが、突然体調不良等々できなくなったということも考えられます。
そこで、そういう場合にどういう町の考え、そういう緊急事態が発生した場合、利用者に迷
惑かけないような形で運営できるのかなと、それが私も心配をしているところでございます
が、そういう場合の町の考えを教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 料金改定は来年の4月に料金改定を迎えますので、その際、業者の皆さん方にしっかりと今の現状等を踏まえて積算をしていただいて、入札に当たっていただきたいと思いますので、その辺はお伝えをいただければと。

ちょっと異常事態については、担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（菅原義明君） 緊急、例えば、現在の業者さんが何らかの事情で動けないという事態の場合はというところですけれども、当然、今は実は町内も2地区に割って、A地区、B地区ということで地区割りで2つの業者さんにそれぞれ担当していただいております。2つ一気に駄目になるというところはなかなか考えづらいものですから、可能な範囲でどちらかの業者さんにも頑張っていただくということは考えられるかと思います。その際に、一番課題になりますのが収集車両になりますので、そこは融通を利かせていただいてと。

あとそのほかに、どうしても町内の部分では足りないということも当然考えられることでございますけれども、ここに関して言えば、町長答弁でも申し上げましたとおり、近隣の自治体さんの中で御活躍いただいている同業者の方に、あえてまたこちらで何とかやっていただけませんかと。当然、一般廃棄物になりますので、それぞれやるとすればこちらの町の許可というのも必要になりますので、その許可を速やかに発行する形でこちらでの活動をしていただく。なかなか浄化槽がたまって満杯になりましたというところをお待たせするというのはちょっとできないことだと思っていますので、そこは事務方のほうで頑張って対応してまいりたいと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） そうですね、利用者にもよく事業者さんにもよくと、お互いよくなるような形で進んでいってもらえば、町の考え方を業者さんにも、伝えるというわけじゃないんですが、町でこういう考え方を持っているんですよというような形でお知らせをしたいと私思っております。とにかく業者さんも利用者さんも本当に喜べるような対応を取っていただければと思っております。

それで、これで1件目を終わりたいと思います。

それでは、2件目に入りたいと思います。

2件目、旧入谷公民館（林業村落センター）の今後の取扱いについてということでお聞きしたいと思います。これも町長でございます。

林業村落振興緊急対策事業で昭和の54年と書いてありましたが、施工されたということで看

板がまだ取り付けてあります。多目的集会施設ということで村落センターが出来上がったわけですが、使用されなくなつて、公民館が新しくなつて移動されましてもう4年が経過したんですが、その後の対応が見えてきていないのでお聞きしたいと思います。築45年経過したこの建物を再利用するのか、解体をするのか。解体をするとすれば、その計画があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。旧入谷公民館（林業村落センター）の今後の取扱いということですのでお答えをさせていただきますが、御承知のとおり林業村落センターは、昭和54年度に林業の振興と地域コミュニティーの形成活動及び山村における担い手の健全育成の増進を目的に整備をされました。

昭和55年度からは、社会教育法に基づく入谷公民館として、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等を推進する施設として地域の方々に利用されてきたところであります。

震災後は、沿岸部の公民館が被災したため、社会教育の拠点施設としての位置づけの下、ピーク時には年間約1万人を超える利用がありました。

しかしながら、平成29年度にアスベストの含有建材の使用が疑われたことから調査を実施したところ、施設の各箇所に当該含有建材の使用が確認されたため、一部の利用禁止措置を行った上、令和2年7月まで利用に供していたものであります。

今後の施設の利活用といったことにつきましては、アスベストの含有が確認された施設でありますので、公の施設として住民の利用に供することは困難であると考えております。現在は、本施設の今後の取扱いを含め国の財産処分の手続にも照らしながら、関係機関と協議中であります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 4年間あそこに建っているわけなんですが、なかなか管理状況が悪いような感じをしていまして、雑草はもうそのたびに生えていますし、周りがもう草だらけで隣の人が見るに見かねて刈り払いをしているような状態でございます。鍵はかかっていて中には入れませんが、そういう建物をいつまでも保管していくても、早い決着を見たほうがいいのかなと思って今回質問をさせていただいたわけでございます。

それで、この土地の所有は町なのか、借地、そうすると年間どのぐらいの借地になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 借地の件については担当課長から答弁させますが、御承知のように今45年経過をしておりますが、こここの耐用年数が50年ということになっております。したがって、まだ耐用年数に達していないんです。この建物そのものが補助事業で行っている観点がございますので、現状、返還をするということになると補助金の返還が伴ってくるということでございますので、非常に悩ましい問題がありますので、その辺でなかなか、先ほど申しましたように今協議中というのは実はそういう面も含めての協議中ということですので、そこは御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 建物の敷地に係る土地の賃借料ですが、年額29万7,000円となっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） そうすると、補助事業を利用して解体するとなると、50年と見てあと5年あのままの状態というような形になるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そこはなかなか今明確にお話しできないところでございますが、その辺の決着はしなきやならないと思います。ただ、あそこで解体するとなると、これ単費でやらなきやならないんです。もう相当の金額がかかるということもございますので、その辺踏まえながら、いろいろ角度を変えながら、ちょっと議論を庁舎内でやっているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） そうですよね。使用できない建物を何年もああやってほっぱらかしてというような形の中で、なかなか見ていられないような地域の人たちのお話を聞きますと、彼らでも早く今後解体していただければいいというような希望もあるわけなんです。何かで再利用できるんであればいいんですが、なかなか難しい問題ですよね。

であれば、きちんと辺りを取るというか周囲を管理していただいて、もう少し小ぎっぱりしていただいて見栄えをよくしていただくというような形を取れないものかどうか、その辺、担当課にお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤雄一議員おっしゃるとおりで、町が所有して、借地ですが、町が一応管理ということですので、周辺の環境整備ということについては、当然、町が責任を持つ

てやるべきものだと思いますので、早速担当課のほうに指示をしましてそういった環境整備については手をつけるようにお話しをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） それでは、その方向でひとつよろしくお願ひをしたいと思います。それで2件目を終わりたいと思います。

それから、3件目です。

3件目、行きたいと思います。公民館に自販機の設置計画はということでございます。相手は教育長でございます。

質問の要旨は、地域住民はもとより、公民館を利用される方々が体験学習やいろいろな学習で来られる学生たちが度々いるわけなんですが、そのときに暑いときは暑いなりの飲物が欲しいということで、公民館に時々というかしょっちゅうのような形で自販機を探しに立ち寄るというような話を聞いております。そこで、もともとあった自販機がなくなるということはちょっと不便に我々も感じているわけなんですが、自販機の設置計画はできないか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

佐藤雄一議員の3件目の御質問、公民館への自動販売機設置についてお答えいたします。

公民館への自動販売機設置につきましては、公民館利用者の利便性向上の観点からも必要なものと認識しており、過去にはその設置を検討した経緯があります。しかしながら、公民館の利用者数が少ない状況であることを理由に設置できない旨の回答がなされたところあります。事業者にとって、自動販売機の利用が見込めないことは、単に売上げにつながらないだけでなく、場合によっては残った商品の廃棄が生じることからも当然の判断であったと言わざるを得ません。

しかしながら、公民館は地域活動の拠点としての機能に加え、災害時における指定避難所、さらには指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの機能も有しております。こうした現状を鑑みれば、教育委員会といたしましては、現行の制度の枠組みの中で公民館に自動販売機が設置できるよう、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 今教育長が言われたように、あそこは町の避難所でもあり、今年になってからですか、猛暑日はクーリングシェルターとして開放された経緯がございます。

そこで、以前、利用者が多かったと先ほど町長も言いましたが、以前あったものがないということは、ちょっといろいろな利用者にしては大変寂しいというか、以前、本当にあって利用したわけなんですが、ないということはやっぱり不便を来しているような状態ではあります。なかなか売上げどうこうではなくて、あそこは避難所でもあります。

そこで、先日のシェルターのときは、各自飲物は持ち寄っていただきたいというような放送があったようにも思われます。緊急事態において、そういうものを準備する暇があればいいんですが、ない場合、着の身着たまま、それこそ何も持たないで避難するということが予想されます。

そこで、やっぱり必要なのかなと思いますので、積極的にその辺を考えていただいて、売上げが少ないどうこうじゃなくて、やっぱりそういう対応を取っていただければいいのかなと思いますが、再度、その辺強力的に進めていただけるようなお話しいただけないですか。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤雄一君の一般質問を続行いたします。齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会としては、その経緯をまとめたときに、旧の入谷公民館が令和2年の10月に新しい公民館に替わるという際にも、自動販売機を同じように設置していただきたい旨、業者さんにお願いをしたところですが、やっぱり利用状況もあって厳しいということで、その後、数社さんにもお願いをしたのですけれども、なかなか厳しいということが分かりました。

様々な業者さんとお話を聞く中で、実際に自動販売機というのは月200本程度の売上げがあればということどころがあって、そこが基準としてそこから様々な経費ということで、さらに200本、250本とかということになろうかとは思うんですけども、おおよそ200本というお話があって、入谷公民館の利用者数については、先ほどもございましたが、旧入谷公民館の際には1万人程度ということでしたが、現在では年間2,500人の利用者というところでございます。それを考えると、年で考えると年間2,400本ほど売れれば業者さんもというところになるので、2,500ということは本当に利用したら即1本買うぐらいの勢いでないとということになります。

そういうことはなかなか不可能ですので、教育委員会としては、そもそも公民館というとこ

ろは、地域の方々がたくさん集まって、そして地域の行事であったり文化であったり生涯学習等々を広めていくところでありますので、公民館をより活性化させて多くの方々に利用していただいて利用者数を増やすことによって、業者さんにとって設置ができるような環境整備に努めていきたいと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ただいま本当に教育長、苦しい答弁のようすすけれども、地域にとっても大変助かるのではないかなと思われますが、業者も商売ですからそういう考え方でしようけれども、ただいま数社の自動販売機屋さんがいるというようなことで、全て駄目のようなお話をすけれども、とにかく何とか前向きの考え方で地域にぜひ必要だと、地域性もあると思うますが、近辺になかなか、以前はあったんですが、自販機がないような状態なんです。

それで、隣には体験学習する場所もできました。それから、タコ工房の上には神社があって、いろいろ町でもネーミングされていろいろなプラス思考でいろいろな物も作っているようすすけれども、そういう方々が、あれば多分利用すると思うんです。ないから利用しないだけあって。

これはぜひ、やっぱり地域にないものを何とか業者さんにお願いして設置をやっていただきたいと。何の会社も同じですが、年間トータルで損するところは儲かっている部分に埋め合わせするような形で多分運営されているんだろうなあと思うわけなので、それと同じような状態なので、そこの場所が何本しか売れないから設置できないのではなくて、やっぱりこっちの町としての希望も十二分に取り入れていただいた形の中で進んでいってもらいたいなと思うわけなんですが、切に思いますけれども、教育長、何とか何とかお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 公民館に自動販売機ということについては、佐藤雄一議員お話をあったとおり、私も全く同じでございます。やはり地域の核となる施設の中に自動販売機、周りの施設さんの利用をする方々とか、何かあったときというときのことなども考えれば、本当に必要なことだと思いますので、設置について前向きというと実現までということにはなってしまふんですけども、実現に向けて一生懸命、教育委員会職員と共に業者さんを当たっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） とにかく何ともならないのではなくて何かなりそうな感じもするので、

期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、阿部司君。質問件名、1、人口減における持続地帯としての産業振興施策を伺う。2、相続登記義務化の現況について伺う。以上2件について阿部司君の登壇発言を許します。2番阿部司君。

[2番 阿部 司君 登壇]

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長から登壇して質問をする許可を得ました。質問をさせていただきます。

本日、質問は2件用意させていただいておりますけれども、1件目の質問として件名ですけれども、人口減における持続地帯としての産業振興施策を伺うという内容でございます。質問の相手方は町長さんにさせていただきます。

その内容でございますが、近年の増加する自然災害の発生状況と社会変化から想定される当町の環境評価と持続する産業振興施策の在り方につき、以下の点を伺う。

1点目として、近年多発している自然災害等から見た当町の住環境への客観的評価について。

2点目として、県公表の地域別労働実態調査で見る気仙沼地方振興事務所管内の男女間賃金格差と当町の実相について。

3点目として、女性定住の一条件となる雇用促進と女性向けの起業支援への取組について。

以上3点でございます。よろしく対応方お願い申し上げます。以上、自席で対応させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の1件目の御質問です。人口減における持続地帯としての産業振興施策についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、近年多発している自然災害等から見た当町の住環境への客観的評価についてですが、近年発生いたしました自然災害としては、今年の元日に発生した能登半島沖地震や、秋田県と山形県に被害が生じた7月25日からの大雨災害などが挙げられます。また、宮崎県日向灘を震源とする地震発生後には、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報を発表するなど、巨大地震への注意喚起がなされた事象も発生をしているところであります。

本町における住環境については、東日本大震災からの復興事業により高台に団地を整備しておりますことから、津波や大雨による浸水などの災害に強いまちづくりがなされていると考

えております。しかしながら、本町は町域の約77%を森林地帯が占めるなど、山間部特有の急傾斜地を多く有することから、土砂災害への警戒が必要な地域であると考えております。

ハード事業によります対策は、財政面から考えますと限界がありますことから、災害による被害を最小限にするための施策として、早めの避難の周知徹底が図られるように、適切な避難情報の発信を行うとともに、防災ハザードマップの更新、配布などのソフト対策の充実強化に努めているところであります。

次に、御質問の2点目、県公表の地域別労働実態調査で見る気仙沼地方振興事務所管内の男女間賃金格差と当町の実相についてであります。宮城県で実施されている労働実態調査は、県内で事業所規模10人以上の民間事業所で建設業や製造業、情報通信業といった14産業の事業所の中から抽出した2,000事業所について、賃金や労働時間、パートタイム労働者の諸制度などについて調査をされているものであります。

議員御質問の男女間での賃金格差と当町の実相についてであります。残念ながら当町での単独調査は行っておりません。数値をお示しすることはできませんが、地域の状況に照らしても格差の要因は様々であると考えております。御承知のとおり、労働基準法第4条には男女同一賃金の原則が示されておりますが、まだまだ改善も必要としているのが現状であります。このほか、勤続年数の違いや業務難易度の違い、諸手当の有無、そして女性の非正規労働者の多さなどの結果として賃金格差が生じるものと認識をいたしております。

これらの改善には、何より地域事業者の方々の理解と協力が必要であることから、引き続き、女性のみならず労働者が働きやすい職場環境の実現を目指して、関係団体とも連携を図りながら各事業所への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

最後に、御質問の3点目、女性定住の一条件となる雇用促進と女性向けの起業支援の取組についてであります。本町では、新規学卒者やU・Iターン者が一定期間当町で働く場合には、20万円または10万円の奨励金を支給する南三陸町就労奨励金制度を設けております。

また、町内の地域資源を活用して、新たに事業を開始する人に対し最大250万円を補助する南三陸町起業支援補助金制度を設けております。これまで多くの方々に本制度を御活用いただいているところであります。

2つの制度については男女関係なく御活用できますので、就業者や起業者の増加に向けて今後も周知等を図ってまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。いろいろ一通り説明いただきましたので、以後、

1つずつ詳細について確認を進めながら質問させていただきます。

まず1点目、自然災害が今年の元日ですか、早々能登半島沖で起きていますけれども、それを皮切りに、先ほど回答されたように宮崎県で南海トラフの話も出ました。そしてまた、今年ずっと猛暑が続いておりまして、四十数日間、30度以上の酷暑が続いているという状況でございます。最近では、8月末からは台風10号ということで2年続けてですけれども強烈な台風が来て、しばらく1週間ぐらい居座ったと。上陸する前から被害が及ぼされておりまして、当町においてはここには上陸しませんでしたけれども、一応日本列島を縦断するような形で通って行ったということで、無視できないような災害が頻発しているというようなことでございます。

私事で恐縮なんですが、私も子供3人おりまして社会人になってもう10年以上なりますけれども、子供を社会人に見送るときに、何やってどこで何してもいいんですが、気をつけて自分のやりたいことをやって幸せな一生を送ってくれというような気持ちで送ってやった記憶がございます。今考えてみると、やはりその前の前提として、十分留意して命に気をつながら最大の注意を払いながら自分のやりたいことをやってくれという心境に親だったらなるんじゃないでしょうか。私は、そういうふうな時代になってきたなと思っております。

今日のテーマは自然災害と人口減少に対する状況、それに伴う産業振興に結びつけた質問になりますけれども、その辺のまづもって第1段目の自然災害が住環境へと及ぼしていくと、これが極めて深刻な状況になりつつあるということで、その辺の認識はどういうふうなお考えか伺って進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、新聞報道等で御承知のように、今年の夏は昨年よりもまだ猛暑だったということでございまして、先日というか1日、2日前かな、イギリスの研究所のほうで日本近海の海水温の問題等含めましていろいろ報告書が出まして、その中で、従来よりも台風の発生、大きくなる比率等々については非常に高まっているということの報告がなされておりますので、今後は十二分にそういった自然災害、この時期になりますと台風災害ということになりますが、十二分に対応していかなければいけないなとは認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

自然災害といいましても、様々な自然災害があります。当町は、当然海岸を有しておりますので地震イコール津波ということもセットで考えなくちゃならないと、常識的には当たり前

のことですけれども、そういうふうなこともあります。

それとあと災害と言わざるも風水害、この風水害も最近の台風の状況なんかも考えますと、これは非常に甚大な影響が出ると、これからはますます大きくなるでしょう。地球温暖化が起因しているということを言わざるも、これから恐らく50年ぐらいは続くんじゃないかという状況も聞かれております。いわゆる温暖化が収束するような現象が今の現段階では見られないと、これから大変な時代が来るという話もされております。

さらに、自然災害は、いろいろな雪害とか、それから火山噴火、あるいは洪水、いろいろありますけれども、特に当町はどういうところに気をつけねばならないのかという観点もお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 津波災害ということについては当然気をつけねばいけないということですが、やっぱり急傾斜地が多いですから土砂災害の危険区域ということについての注意ということが非常に重要だらうと思っております。御案内のとおり、土砂災害の警戒区域についてはイエローゾーンで225か所ございますし、レッドゾーンが210か所指定をされているということです。これから、令和6年からこれから10年間で県内における土砂災害の基礎調査を行うということで県で取り組んでおります。

そういった中で、本町においては、土石流発生のおそれがある箇所が597か所、それから急傾斜地崩壊のおそれがある箇所が897か所、これが調査予定箇所ということになっておりますので、ある意味、これから非常にいろいろな大雨が降った際には、こういう被害、災害ということについて、当然我々も注意、注視をしていかなければいけないと思っております。

先月、気象庁の方々おいでになっていろいろ意見交換をさせていただいたんですが、怖いのは線状降水帯が非常になかなか今、ちょっと前の前は予測ということで出せるんだそうですが、しかば、現状としてなかなか明確にこの場所にということで早めの予報ということについてはなかなか難しいというお話ししておりましたが、今この時期になって非常に、今回の台風10号の関係でもずっと国内各地で線状降水帯が発生をしております。線状降水帯の降水量というのはもう半端じゃない降水量ですので、そこは非常に怖いなと認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

線状降水帯、海面の温度が30度以上になってくると、やはりそこから蒸発して大きな積乱雲が出ると、当然、雨をずっと降り続けらせるということだと思います。この現象は先ほども

話させていただきましたけれども、地球温暖化が起因しているということで、これからも規模が大きくなると思うんです。

昔は、台風は九州が玄関で入り口でずっと、後は横断してくるんでしょうけれども、今は海面温度が上昇しているから、今回は当町にしてみれば幸いにして九州のほうから上陸して近畿辺りを抜けていった感じなんですけれども、これは三陸沖から一発で来る可能性も当然あります。いわゆる台風は日本全国どこから見てももう逃れようのないような危機の代表格みたいなものだと思うんです。

さらに、先ほども言いましたように、地震もこれは13年前当然経験しているから十分お分かりだと思うんですけども、これらの対応というのも当然必要だと思います。

今回あまり影響がないと思ってあまり出さないんですけども、火山噴火、ここらというと栗駒山かな、あとは蔵王、遠隔地にあるからそれほどをマグマだまりも大きくなっているということで、被害も当町における直接の甚大な被害は予測されないとは思います。

あとは雪害ですか、雪崩とか。そういうものについても、傾斜、いわゆる高層の山というのあまりないもので、そういうこともあまり危惧されるということはないでしょうけれども。

そうしてみると、当町においては、住環境としてはいわゆる地震と津波、そして集中豪雨、台風、風水害、それらを考慮すると、それほど危険な場所ではないと。むしろ、当町は163キロ平方メートルですか、その辺の面積を有しております、海と里と山、先ほど山林が77%を有しているという回答でございますけれども、非常に風光明媚な地域でありまして、住む環境としては私は適していると思うんです。この辺の認識としてまずもって聞きたいんですけども、どういうふうな感想、お考えを持っているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） やっぱり我々は、忘れていいけないのは東日本大震災だと思います。本当にあれほどの大きな被害を経験した町民の皆さんに、何とか頑張って立ち上がって新しい町の姿を造ってきた。

1日の日に防災訓練を開催させていただきましたが、その際にも中学校の子どもたちが一生懸命になってこの災害、いわゆる東日本大震災を含め、彼らは直接経験しているわけじゃないんですが、あの震災で経験、教訓をいかに次の世代につないでいくかということを中学生自らが率先をしているということが、非常にありがたいし心強いと思いました。

そういうふうな様々な自然災害に対して完璧に防御できるということは、もうこれ100%あり得ませんので、ですから、油断を決してする事がないように、風水害も含め自然災害に

備える気持ちをしっかりと持ち続けるということが非常に大事なんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと私も同感しております。

そこで、住む環境の上では、留意すべきことは留意して立地条件からすれば適地として住めるところはまだまだいっぱいあるよということだと思います。そういう住環境は、まずそれなりにということだと思いますけれども、ただ、今日のテーマ、人口の減少対策のほうで質問なんですけれども、やはり人口減少というと、2014年に発表された消滅可能性都市という言葉が思い出されます。消滅可能性都市というのは、何のことではない、20代、30代の子供が産めるであろうとされるそういう若い女性の年齢層を、当時はそういう年齢層が、2040年まであと16年ありますけれども、その2040年に人口が半減するという状況が見込まれると、だから消滅可能性都市なんだという表現をされております。それは一理あるでしょう。

一理あるんですが、私はここで考えることが必要なのは、社会現象で捉えれば確かにそうでしょう。だけれども、自然現象で捉える必要あるんじゃないかなと、私はそう思うんです。例えば、あれはいつだ、8月の上旬だったかな。南海トラフ、先ほど答弁の中でも出てきましたけれども、南海トラフの予兆じゃないかということで、日本列島の人が皆関心持って注意払ってそれなりのいろいろな警戒態勢を取ったわけですけれども、こういうこともありますし、ややもすると富士山の噴火ということも連動して考えられるわけです。そうすると、消滅可能性都市って社会現象だけで捉えていいんですかということが今問われていると思うんです。自然現象で見たらば、たった1日でその自治体がさくっとなくなる可能性もあるんです。

消滅可能性都市は、社会現象で見るといわゆる自治体の市町村の名前が法人として消えるんだという捉え方です。そこに住民がいなくなるわけじゃない。相変わらずいるんです。合併という手段を取るでしょうけれども。そういうふうな捉え方だと思うんです。ところが、自然現象はそこに住民がいなくなるんです。これは、これから住環境を考えた人口誘導策というものがこれは必要になってくると思うんです。

やはり町のプロモーションの在り方というものも、いろいろな派生した考え方もこれは必要じゃないかなと思うんですが、その辺の御認識はどういうふうに考えられているか、お伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部司議員の御高説は賜りました。確かに人口減少対策ということで各

自治体もいろいろお話しをしておりますが、現実問題として、前から私お話ししているように、日本全体が人口縮小社会になっているときに、果たして人口増加ということについての考え方ということについては、いささか無理があるなと思います。

多分、先日新聞報道等で御覧になったかと思いますが、上半期の日本の出生数30万人台ということです。1年間で出生が70万人を割りそうだということです。ということは、どんどんどんどん日本的人口がもう少なくなっている。その30万という中には外国人の方々も入っているんです。

そうすると、こういうと何かおかしい言い方かな、日本人の方々の生まれる数というのは本當少なくなってきたいるということですので、ただ、まだ日本の合計特殊出生率は1.2ぐらいありますが、お隣の韓国は0.7というところですので、非常に厳しいということです。

したがって、今何が起きているのかというのは、いわゆる外国人労働者の奪い合いということです。韓国で非常にその辺はもうとにかくどんどん海外から労働者の方々を受け入れる法整備をすっかり緩やかにして、どんどん迎え入れているという状況であります。そういう状況です。

日本も基本的には、労働者不足というのはもう前から言われておりますが、そういった制度、今、日本の制度を緩やかに変えてはいますが、しかしながら、圧倒的に現実的に厳しい国はもっともっとどのようにして外国人労働者を受け入れるかという制度改革はずつともうどんどん踏み込んできていることがありますので、やはり労働者を必要とする産業というのは、やっぱり現実として日本には多々ありますので、そういう産業にどう労働者を振り向けていくのか、確保するのかということについては、人口減少もそうなんですが、そういう産業をしっかりと守っていくという観点から、そういった労働者というものをどう確保するかということは、非常に日本の全体の経済という考えの中でも非常に大事な部分になっていくのではないかと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

自然災害から産業振興への関連で質問なんですが、13年前の震災で甚大な被害が出ていましたけれども、そのときに里山資本主義という考え方も生まれております。里山資本主義は、御存じのとおり当町のような海あり山あり里あり、こういうふうな状況で、自給自足ではないんですけども、生産物を収穫しながらそこで経済活動を行って、その余剰をもって物々交換、それらを通して経済活動をするという考え方です。

一理あるなと私も思うんですが、里山資本主義の考え方だと、確かに昔からそういう生活しているんですからそれはそれでいいんでしょうけれども、経済の速度が鈍いんです。産業振興から考えていくと問題があるわけなんですけれども、震災から13年たって、やはりこれから活性化していくためには、振興策を新たに考えていかなくちゃならないと思うんですが、そこで実態として宮城県の賃金はどのような賃金が支払われているかというちょっと関心を持って調べてみたらば、いろいろなそれらの情報が入ってきてまして、私も目を通してみました。

県が公表の賃金がどのぐらいか、そして男性と女性の賃金格差がどのぐらいあるのかなと思ってちょっと調べてみたんですけども、地方振興事務所管轄の情報になりますので地方振興事務所、男性が33万1,362円で、女性が18万5,560円、格差が金額でいうと14万5,802円なんですね。格差のパーセントでいうと55.7%なのね。いわゆる女性の賃金格差、そのぐらいになっているわけなんです。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、県が無作為に2,000人の10人以上の事業者を対象にそれをアンケート取って集計したその結果だというのは、当然、私もそれを見て話をしているんですけども、これで見ると、確率論からいうと正確な情報が、民間ですけれども、民間の賃金格差がもうに出ていると思うんです。

石巻が、参考までどのぐらいかというと、男性が42万9,857円で、女性が30万7,535円、格差が12万2,322円だと。

そして、我が町から見れば隣の登米市はどうなのかと。登米市は男性が28万1,172円、女性が23万8,021円、格差が4万3,151円の差なんです。登米市の場合、格差は84.6なんです。隣の町なんですけれども、この格差ってどうして生まれてくるんだろうなと思ってちょっと疑問に思うんですけども、何かこの心当たりというか考えられることってあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、阿部議員が格差の金額のお話をされました。これって実はこの回答率というのは26%ぐらいなんです。これはなかなかこの数字って額面どおりに受け止めることが果たしてできるのかというのは、実は毎年大きく金額が変わるんです。確かに今、令和5年度については格差が14万5,000円というありますが、その前の年の令和4年には格差7万円ぐらいなんです。その前も7万4,000円ぐらいなんです。1年間で倍に格差が増えるということは、これは現実問題として実際あり得ない話なんです。ですから、この数字というものが果たしてどこまで実証性といいますか、確実性があるのかということについては、ちょっ

とこれは疑問を1つ持ちながら考えないと駄目な話かなと思います。

それともう一つは、沿岸部とどうしても内陸部の違いというのは、大きな企業、大企業と言われるところがほぼ内陸部に集中しているというのがあって、沿岸部はどちらかというと中小零細の企業が多いということがあって、その辺の賃金というのがどうしても落ちているということがありますので、沿岸部と内陸部、あるいは今お話をありましたように、例えば、近隣の市町の格差というのは当然出てくると思いますが、そこはそういうふうな少し大所高所からの見方をしなければいけないのかなと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思いますけれども、一応県の平均で見ると、これ厚生労働省の公表ですけれども、宮城県は76.1%の男女格差がありますよと、これは今日のニュースが出ています、新聞に。今日のニュースです。やはり宮城県は低いんです、全国から見ても。やはりその辺の問題というのは、これはちょっと広範囲に考えてみても大きな問題じゃないかなと思います。

これは労働者のいわゆる男性の働いている条件と女性の働いている条件がやはり違うと思うんです。男女雇用均等法というのも昭和47年だったかな、出てもうかなりの年月たっているんですけども、皆これ守っているはずなんですが、やはり同じ賃金は支払っているんでしょうけれども、正職員なのか、いわゆる非正規雇用者なのか、あるいは勤続年数なのか、いろいろな要因はあるとは思うんですけども、そういうふうなこと、心当たりで考えられるようなものというのはあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいまお話をありましたように、例えば、簡単に言えば正規と非正規、これ当然そういった差も出てまいりますし、それから年齢とか勤続年数、それから階層というか職階、職務の管理職とかそういうところ、管理職の非常に少なさとか。女性の場合は、どちらかというとデータの中であるのはもう非正規が多いと、男性よりも。そういう問題等ありますし、それからさっきも言いました管理職以上の女性の起用が少ないということと、あるいは諸手当の有無、諸手当があるかないかということで、どうしても男性のほうに諸手当が多くつくというような賃金構造等々になっておりますので、どうしてもこういう格差が出てくる。

実は今、この宮城県のそういった男女間の賃金格差のお話ししておりますが、実はこれ日本としてこれ国際比較しますと、日本77%ぐらいなんです。これってO E C Dという平均でや

やっぱり86%ぐらいあるんですが、日本はやっぱり下位にいるんです。これ何か日本という1つの社会システムの中でこういうふうな賃金形態というのにずっと長いことなってきて、ただ日本でここ13年ぐらいで男女間の格差というのが10ポイントぐらい縮まってきてることも事実なんです。

ですから、こういうのが各企業、事業主の皆さん方がこういうことも含めて対応していくいただくということが、こういった賃金格差を少なくするということについては非常に大事になってくるんじゃないかなと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可します。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 引き続き質問させていただきます。

先ほど、男女の賃金格差ということで質問したわけでございますが、当気仙沼地方管轄のエリアで考えると、男性の賃金が33万1,362円に対して女性が55.9%ですよと、格差はそのぐらいありますという内容でございますが、宮城県内を7ブロックに分けた場合、あまりいい話じゃないんですけども、最下位になるわけです。そういう状況なんですかけども、毎年調査するとそれなりの変化がありますよというような答弁だったんですけども、それはそれとして、やはり現況が、昨年度の場合、令和5年度がこういう状況であったということは事実だとは思いますが、そこで何かこういう職業のいわゆる雇用方法を考えるという手法を持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 雇用方法という御質問でございますが、基本的にこれは民間企業の皆さん方がどう雇用に関してのお考えを持っているのかということについて、我々行政サイドからこうしろというような形の中での指導というのは、これはなかなかできかねますので、そこは民間の事業者の方々がいわゆるこういった今御指摘のような男女の賃金格差の問題について、しっかりと企業として受け止めいただきたいというメッセージを発するということは、これは可能だと思いますが、かといって経営者の方々に、企業の中にこうしなければ

いけないというような指導が、我々にそんな権利があるかというところは全くございませんので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ごもっともだと思いますけれども、話題提供になりますけれども、雇用拡大するためには、やはりある程度国の力も借りなくちゃならないと思うんです。厚生労働省は種々いろいろな事業メニューを提示しています。どういうふうなものがあるか、去年の今頃ですけれども、最低賃金に伴う業務改善助成金というような話しましたので、これは割愛します。そういうこともあるということで、同じことを何遍言ってもそれはあまり効果がないと思いますので避けますけれども、今回のテーマは女性向けの事業ということで一般質問しておりますので、そちらのほうメインで話をていきます。

キャリアアップ助成金というメニューもあります。これは年間80万円助成で、新規採用した場合、いわゆる有期職員とか臨時職員、そういう人を正規職員にした場合、年間80万円は出せるということです。最高20人だったかな、20人は出せるというメニューですので、そういうものもあります。

それから、人材開発支援事業というのもあります。リスキリング、いわゆる学び直しというような事業ですけれども、こういうものは正職員採用ですけれども、正職員がメインで自発的に取り組むことが条件でありますけれども、そうするとこれもそれなりの助成金があります。

さらに、職場とそれから家事、それらを並行して取り組む両立支援事業助成金というのもあります。これらはやった場合、保育所のいわゆる負担金を助成しますという、これも国の事業です。

さらに、トライアル雇用助成金というのもあります。いわゆるどんな事業も皆、職員採用する場合は試用期間というのもありますね。自分のいわゆる事業になじめるか、なじめないか、適正かどうかということを見るために3か月間ぐらいは試し期間というものがあります。そういうふうなお試し期間に、35歳以下を対象にすると5万円の助成金を出すんです。金額でいうと大したことないんですけども、15万円ですか、3か月で。ただ、もらわないよりはもらったほうがいいという助成金がありますけれども、こういうふうな各種事業をいわゆる周知するというのもこれから手法の1つではなかろうかなと、私はそう考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、るるいろいろな様々な助成金の御紹介をいただきましたが、基本的にいわゆる企業を指導するという立場にあるのは、基本的には商工会とか、あるいは商工会議所という立場の方々がそういった傘下の企業経営者の方々に情報提供するということですので、一義的にはそういった商工会、商工会議所等がそういった指導をするものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 確かにそうでしょう。商工分野ではそうなんでしょうけれども、こういう雇用問題は、何も商工会関係だけじゃなく法人している人は様々いますし、法人化している人は、雇用関係の労働契約を結ばなくちゃならない。全ての人が皆対象になってくるんですけども、私はそういう、もちろん商工関係も当然なんですけれども、この南三陸町のいろいろな産業団体、漁協もあれば農協もあれば商工会、いろいろなことがあるんですけれども、そういう産業団体の協力を得て、女性組織というのも当然あると思うんです。そういう方々を対象に、これから在り方や女性が就労するためのいわゆるセミナーなりなんなりをやっていかないと、これだけの問題を抱えて進んでいかないと思うんです。私はそういうふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 就労のお話でございますので全般的なお話をさせていただきますが、町内の雇用環境については、実際は労働者不足です。女性が働けないという環境には今ございません。ただし、これはミスマッチがございます。マッチングがうまくいくか、いかないかという問題はありますが、基本的には、町内の企業の方々にとってはある意味人手不足という状況が震災後ずっと続いております。したがって、仕事さえ選ばなければ仕事に就けるという環境は南三陸町にはあるということは、言ってもこれは間違いない事実でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ごもっともだと思いますけれども、当町においては300人とか400人ぐらいの規模の企業というのではないわけです。いわゆる家族労働を基本とする法人化した企業がメインです、ほとんどです。今の労働法というのは、雇用主を守るような制度じゃなく労働者を守る制度なんです、労働法は。いわゆる1回雇用したらば、はっきり言って辞めさせられないでしょう。事業主にしても人を雇用するというのは大変なことなんです、これ。そういうふうな状態の中で雇用を増やしていくということは、私もどれほど大変かなということ

は想定で考えております。

そこで、考えることがあると思うんですけれども、自分の今やっている事業を、例えば、我が子を正職員にしたいとか兄弟を正職員にしたいとか、そういうふうな観点で取り組むことが身近な身の丈に合ったような現実問題だと思うんです。そこから始めると思うんです。もしもそれが一番今この町にとっては現実的にやれることではなかろうかなと、かように考えますけれども、いかがでしょうか。（「議長、悪いけれども、これは民間企業の話で、ここまで我々はこの話になかなか入れない質問だと思います」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私もある程度分かりますけれども、そこで産業団体とタイアップで取り組んでいったらということを話題として出したんですけども。産業団体がメインになって動いてもらえばやりやすいとは思うんです。そういう観点でいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししておりますように、基本的にいわゆる会社経営、企業、民間企業の方々にとっては、指導団体というのは基本的には商工会、商工会議所というのが現実にあるんです。そういうところからの指導あるいはいろいろな情報を取るということになりますし、農協さんについては、基本的には私より阿部議員のほうが篤と詳しいわけで、いわゆる農家の方々に対しての相談相手というのは農協さんに担っていただいている。漁業を営んでいる方々にとっては漁協のほうがそういった指導団体ということでの位置づけになっておりますので、例えば、おのずと同じ産業団体というものは基本的には何か根っこが違うんです。いわゆる商工会というのはある意味経営者という立場のくくりの中でいろいろな指導もありますが、水産業の方々にとってはそうじゃなくて、やはり個人事業主という形の中でやっていく。農協、農業も基本的なそういうスタイルになっております。これ一くくりにして議論すること自体がなかなか乱暴じゃないかなと私は思っている。今、阿部議員からいろいろなるお話しいただいておりますが、全部ひっくるめてのお話になると、どうしてもこれ1つにこの方向性というわけにはなかなかいきません。

ですから、そこは少し御理解をいただいて、それぞれ農業、漁業、それから商工業、そういう産業の枠組みの中で、この分野でこうじゃないのかということの御発言をいただければ、それは当然指導も含めていろいろな様々な産業団体にお願いする部分も出てくると思いますが、その辺もうひとつくくりをちゃんと示していただきながら御質問いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 雇用の件につきましては承知いたしました。

次は起業支援のほうなんですけれども、今の状況で当町においてはどういう状況か御説明で
きるでしょうか。どういうふうな起業支援が今されているか、近況でいいですけれども、よ
ろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、起業支援補助金の関係ということで、南三陸町のほ
うでは主に地域資源を活用して起業を行うという方々に対しまして、施設整備、それから雇
用費用に係る補助というのを行っております。補助額については上限で200万円としておりま
す。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 200万円の起業支援をやっているということで、その中で別に1年だけ
じゃなく四、五年ぐらい前でもいいんですけれども、女性の方の起業なんていうのは含まれ
ているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ここ直近ですと、令和3年度が女性が2名、4年度が1名、令
和5年度がゼロとなっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 減ってはきていますけれども、あるという内容だと思います。やはり女
性メインの支援も必要かなと思いますけれども、仮の話ですけれども、女性が何かを起こし
たいということで、例えば、UターンだったらUターンの例でもいいんですけれども、都会
に出てまた戻ってきてこれこれこういうふうなことをしたいんだというふうに仮に話が出た
場合は、どういうルートでどういうふうな支援体制になっていくのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず前段として、女性に限ってという御案内はなくて、これは
男性、女性に限らず同じ形で御案内をしているところです。

移住の方でしたら、やはり移住センターの窓口のほうに御相談がある場合が多いです。また、
そもそもこの町で何か仕事を立ち上げようと、起業しようと考えている方は、最初から商工
会さんの方に相談に行ったりとか、そういう中から補助メニューの1つとして町におつ
なぎいただくというケースがほとんどです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 実質、例えば、起業しましたとなった場合、その後のサポートなんていふるのは、またこれまた別問題でしょうか。何かメニューといういふのはそういうものもあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 補助的なメニューといふのはございません。今の時点ではございませんけれども、もちろん起業した後といふのは、そこはもう資金繰りの問題であつたり専門分野になっていきますので、それぞれ専門の相談窓口のほうにおつなぎして、経過含めフォローアップしていただいているといふ形です。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

またちょっと余談みたいな話になるんですけども、昭和・平成時代ですと、人生大体60歳で定年退職を迎えて、そこから余生をあとは気長に過ごしたいといふうな時代でありますけれども、やはり令和に入っては、今日、定年延長といふのは一部で実際行われていますし、さらに再雇用制度といふものも出ております。

かつての、今から何年か前の昭和・平成時代は富士山型社会だと思うんです。60歳までは上り詰めて、そこまでたどり着いたら後は晩年までそのまんま平行線、あるいはそのまま消滅するといふ考え方ですけれども、人生100年時代が到来したわけです。60歳になって定年になる方もいますけれども、やはりそこから再雇用といふ形、あるいはまた再々雇用といふ形態もこれまたあります。

それで、60歳から人生100年時代だと90歳頃までは現役に近いんです。そうすると、かつてのような退職したらそのまんま、あとは余生を気長にといふことにはあまりにも時間が長いんです。若いときから手がけてきたようなこと、あるいはこうしたい、ああしたいといふ考え方を持つと、何度も夢は実現できるんです。普通は大体10年間何かを繰り返すと、学習すると、その道のプロなんです。プロの人間になるんです。これが1日3時間で365日ですから、10年経過するとその道のプロなんです。やる気が出せれば、今までの富士山型から八ヶ岳連峰社会に変わるんです。

いわゆる何が言いたいかといふと、60歳から90歳までの30年間でいろいろな多種な仕事ができるといふことです。食べるためには職に就いたものは60歳で辞めて、そこから何かをしたいといふ夢も、これまたありなんです。いろいろなパターンの考え方方がこれから出てくると思

うんです。

私がこういう話を出したというのは、いわゆる職種の支援のいわゆる担い手というか、そういうふうな支援もこれからは必要になってくると思うんです。いわゆる起業支援にも、そういう多種多様な支援方法というのもこれまで考えていかなくちゃならないと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか答えるのが難しい、どう思うんだと言われても、年金の話からいろいろ富士山の話からいろいろございましたが、基本的に人生設計というのは、それぞれの個人の方がどういう人生を送るかというのはそれぞれの自由でございますので、阿部議員がこういう人生もあるんじゃないかというのは阿部議員の考えであって、それぞれの人生設計があるわけですので、そこであんまりこちらからどうのこうのという話にはならないと思いますし、あわせて、基本、本来であれば私は60歳定年で、そして後はそこから再雇用しようと、あるいはそのまんま第2の人生を歩もうと、それぞれの人生の生き方だと思うんです。

ただ、だんだんだんだん定年が延びてきたのは、これは年金の支給開始年齢がどんどん上がってきたというのがあって、その年金の受給年齢までは現場でいたいという方々が多くなってきたということが、どんどん仕事を長い間勤めていくというふうな、今のそういう社会構造がそういうふうになっているものですから、ですから、そこの中でどう生きるかというのは、ここはもう本当にさっきから言いますようにそれぞれの個人の方々の人生の歩み方ということだろうと思います。答えにもなってございませんけれども、そういうものだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私がこういう話を出したのは、女性の一極集中の都会への流出ということも大切な重要な問題でありますが、いわゆる一旦都会に出た方のUターン、Iターン、Jターンの対応ということも、これまた重要であろうかなと思って出した質問でございます。

そこで、これから考えていくと、少子化ですから人が少ない、流出されたら本当に、一番冒頭に出了したテーマのように消滅可能性都市ということも当然それも出てくるでしょうけれども、やはり定年退職した人とかそういう人たちもこれから支援していく人の対象として考えていかなくちゃならないと思うんです。50、60は当然なんですけれども、70代、80代でも元気よく、そして現役時代と同じような職種で頑張っていると、仕事で頑張っているという人も多種おります。女性の方もばかり頑張っているという人も多くいます。こういう人たち

もこれから支援対象にして取り組んでいただきたいと。

特に女性の場合ですと、やはりテレワークとか、それからリモートワークとか、今のデジタル社会の時代ですから、そういうふうな職種も望まれるでしょうから、そういうふうなセミナーとかそういう支援方法もこれは必要かなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。くどいようですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来御質問あって、私の答弁が適正かどうかともかくといたしましていろいろお話しをさせていただきましたが、やっぱり一番、先ほど来てずっと女性、女性という話ししておりますが、雇用機会均等法という観点で言わせていただければ、あまり女性、女性という問題について、行政という立場としてあまり偏った答弁をするということについては、正直申し上げて好ましくないと思っておりますので、阿部議員の御質問は御質問として、我々の答弁する側とすると、やっぱりそういった法律というものがございますので、そこにのっとった形の中での答弁をせざるを得ないということだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 了解しました。ありがとうございます。

それで1件目の質問は終了して、2件目に今度入りたいと思います。

2件目の質問ですけれども、件名は相続登記義務化の現況について伺います。

内容でございますが、相続登記が義務化され半年が経過しましたが、当町における現況とその課題につき、以下の点について伺うと。

1点目として、当町の相続登記状況と派生する諸問題について。

2点目として、法務局との相続登記説明会等の考え方について。

3点目として、相続登記に係る今後の取組について。

以上3点でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の2件目の御質問です。

相続登記義務化の現況についてお答えをいたしますが、初めに、御質問の1点目、当町の相続未登記状況と発生する諸問題についてであります。令和6年度固定資産税台帳で把握をした土地の相続登記未登記者については、所有者6,466人中、1,271人となっております。筆数では6万4,227筆中、5,878筆となっております。家屋につきましては、登記者数3,086人中、

262人ということです。棟数では4,566棟中、391棟が未登記ということになっております。

派生する諸問題につきましては、この所有者不明土地があると、国や自治体では公共用地として買収が困難ということになるため、災害対策等の工事を進められないといった問題が発生し、東日本大震災の復興事業等におきましても事業の進捗に対して大きな妨げとなりました。また、所有者不明土地や所有者不明建物については、適正な管理が確保されず周囲に悪影響を及ぼすおそれがあると思っております。

次に、御質問の2点目、法務局との相続登記説明会等の考え方についてであります。仙台法務局では、県内の企業、各種団体を対象に相続登記に関する出前講座を行っております。この出前講座については、開催日時が平日の昼間に限定されることから少人数での開催となることが見込まれ、効果は限定的なものであると考えております。

なお、相続登記の義務化に関する相談等があった場合には仙台法務局へお問合せいただくこととしておりますが、説明が必要な方々が一定数いる場合は、町から仙台法務局に対し説明会の開催を依頼するということも可能であります。

最後に、御質問の3点目、相続登記に係る今後の取組についてであります。相続登記の義務化が円滑に実施されるには、徹底した周知広報が重要であると認識をしております。現在は、広報紙への掲載のほか、相続登記の義務化についてのチラシを令和4年度から固定資産税納税通知書等に同封し、町民税務課窓口においても、チラシの配布や死亡届に係る各種手続の際に制度についての周知を図っているところであります。

今後におきましても、法務局との連携を密にしながら様々な媒体を活用するなどし、制度について広く周知等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

私が一般質問で前回出したのが去年の3月だと思います。1年半ぐらいになったんですけども、義務化になったのが今年の4月から半年経過したわけなんですねけれども、そのときの未登記の数と比較するとほぼ横ばいなのかなと思っております。土地の所有者と未登記の数というものは5,271件ありますよと、1年半前は1,266人ありますよと言っていたんですけども、これもほぼ同じぐらいですよね。それから、筆数も5,878というのは若干減ったんですけども、前は5,942筆ということで横ばいです。家屋もほぼ同じです。

やはり義務化になっての何か相談事とかそういうのはどうでしょう、傾向として増えたでしょうか。どんな感じでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） お答えいたします。

義務化になったのが本年4月1日でございまして、その関係で相談等ありますかという質問でございますが、実際、町長の答弁で申し上げましたとおり、法施行前の令和4年度から制度を周知するべく固定資産税の納税通知書に制度についてのパンフレット等を同封しております。実際、それを見た方が窓口に相談には来ていらっしゃったり、あとは電話による問合せなどもありますし、ある程度の周知認識が図られていると認識しております。相談の数については、増えている状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 横ばいという感じで、毎年、自然増減で見ると亡くなる方がある程度百数十名おられるわけで、それなりの相続も発生してくると。当然、産まれてくる人も50人近く産まれてくるから、誕生と同時に当然権利を有してくると、毎年繰り返してくるようになるんですけども、これも何とかしなくちゃならない1つの問題でございます。

法務局が主体となって取り組まなければならぬ問題ではございますが、やはり当時、1年前ですけれども、私が一般質問を出したときに法務局と連携して説明会をしたいという方向で回答いただきました。その後の経過なんかちょっとお示しいただければと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、前回、議員御質問あった際に、そういった相談会の開催もありますということで答弁はしておりました。その後、当時、具体的な内容等についてはまだ法務局のほうから示されてはおりませんでした。いざ、昨年度ですか、そういった相談会がこういう形でありますということで、そういった確認とか調整をいたしました。

先ほど町長答弁で申し上げたとおり、ある程度一定数の人が集まって法務局さんのほうに来ていただいて講座をするという形なんですが、これも先ほど答弁したとおり、平日の昼間に限定されることもございましたし、一定数、最低でも20人ぐらい集まらないこともありますまして、なかなかちょっと機会が難しいかなと思いまして、開催はしておりません。

一応今のところ、当町が管轄している気仙沼法務局管内、気仙沼市と南三陸町にありますけれども、出前講座と言いますけれども、この制度周知に関する講座はまだ実施していないそうでございます。気仙沼市においても、市が主催となった説明会等はまだ実施していないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変難問です。隣の町もそういう状況だということでございまして、どんどん増えるということは何もいい傾向ではないと、それは誰しも分かることなんですかけれども、これ相続を知ってというか、相続することを分かってということですけれども、そういう可能性が出てきて3年経過すると、いわゆる過料金の対象になりますよということになります。10万円の過料金を支払わなくちゃならないと。あるいは、住所変更、結婚して姓名が変わった場合も、これ2年経過すると5万円の過料金が発生すると。そういうことも事実これから発生してくると思うんです。

そういう細かいことは法務局で周知しているようでしょうか。法務局の話ですからちょっと言いづらいでしょうけれども、そういう実情なんか情報はどうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） そういった過料の関係でございますけれども、実際、国からの通知によりますと、相続を知った日から3年以内に相続登記を完了しないと過料が発生するということですけれども、具体に過料が発生する場合は、すぐに発生するということはございませんで様々な状況によりますので、それは必ずしも3年経過した後にすぐ過料が発生するということではないと思われます。

あと住所変更等についても、しないと過料が発生する、それは法施行はまだですけれども、いずれ令和8年だと思いますけれども、から施行になると思うんですけども、そういった部分の法務局への周知ということですけれども、直接の住民、その対象者への周知というのには具体にはまだないとは思うんですけども、いずれ町としては、先ほど来申し上げましたように、固定資産納税通知書の配付の際にパンフレットをお配りしておりますし、それから窓口に死亡届等ございました際は、各種手続の際にこういったこともありますということでも周知をしております。それにはいずれ法務局のほうに確認するようにということになっていきますので、いずれ個々にその際に問合せ等をするようになると思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

過料金については、いわゆる頭出しというか自分が相続予定者だということを周知すれば過料金から免れるということです。そうすればいいんでしょうけれども、それも知らないところはまた問題起きるので、そういう周知の方法ということも必要かなと思います。

それから、相続も今年から義務化になったので、以前からのいわゆる累積してたまっている

未登記者というのは当然いるわけです。3代ぐらい前に遡れば、当然、亡くなる方は80前後ぐらいになるでしょうから、そういう人たちというのは兄弟の数も多いわけです。そうすると七、八人ぐらいの兄弟がいて、その兄弟の方のいわゆる子供か孫の代になったら大変な遺産分割協議書の対象者が出てくるということなんです。30人以上の人人が出してくれば、なかなかまとまるものもまとまらないというのが現状だと思うんです。

できるだけ早く相続しないとこれはまずいことだと誰しもが分かることですけれども、そういうふうな諸問題に対してなかなか対応してくれないという人も中にはいるわけです。ただ、そういう人をいわゆる法的には除いて、家庭裁判所が対象になるでしょうけれども、ある程度相続してしまわないと、これまた難しいことになると思うんです。

本当の過料金というのは、そういう協力してくれない人に過料金が発生してくるはずなんです。その辺も知識の1つとして、これから対応するときの方法として伝達する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 登記しなければならない方々の認識といいますか、それについてだと思うんですけども、これも先ほど町長答弁で申し上げたとおり、相続未了登記の土地についてですけれども、用地買収の際に困難となるなどの問題が発生します。特に東日本大震災の復興事業において、その事業進捗に対しても大きな妨げとなつたことは我々事業を推進する側もですし、あとは土地所有者、それから住民の方々もこの辺は特に痛感していると思われますので、ある程度、住民の皆さんも相続登記の重要性については認識しているものと思っております。

今後、相続登記の義務化について周知徹底を図っていきたいと思いますので、その辺、国と連携しながら進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そちらのほうはそちらのほうでお願いしたいと思います。

それから、去年の7月からだったかな、いわゆる相続してもなかなか都会に出て有効活用できない、何とか処理したいということで相続土地国庫帰属制度というのが施行されたんです。もう丸1年過ぎましたけれども、当町においてそういう件数というのは入ったでしょうか。見当たっている状態でしょうか。法務局管轄で分かりませんか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今回の相続登記の義務化に関連して、そういった相続土地国庫

帰属法というのがありますて、今議員おっしゃったような内容だと思うんですけども、ちょっとうちの町民税務課としてその辺は管轄といいますか対応してございませんので、ちょっと答弁いたしかねます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。

ただ、農地の問題とかいろいろな遊休農地も出てきていますし、こういうのも当然派生してくる問題だと思います。国としては20万円の管理料を頂いて、それを維持管理に充てながら何とかするという制度ですけれども、これもいずれ出てくるような問題だと思います。先ほど、相続しないと誰も相続しなければ土地なり家屋が荒れてごみ捨場になったり、雑草が生えてきて見苦しい景観の悪さが発生するという諸問題も出てくるのも事実でありますし、これらに対処していかなくちゃならないということもあります。

そこで、これから周知するというようなことで話は了解しましたけれども、もう一つ問題なのが、いわゆる高齢化社会に伴って独居老人という方が増えてくるんです。そうすると、認知症と兼ね合わせて考えた場合、いわゆる社会問題になる可能性もあるんです。相続は元気なうちに決めておかないと、決めておくというか周知する考えをまとめておかないと、これまた大変な問題になるんです。そのための有効な手段というのは遺言書なんです。それらも、本当は法務局なんでしょうけれども、何かうまい方法とか考えられているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 確かに法務局のほう、遺言書の関係ですと法務局のほうでも指導なりそういうことは当然しますので、やっぱりそういう窓口のほうに相談があった場合、それらを案内するというか、そういうことであれば可能でございます。よろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） あまり深入りはしません。そのとおりだと思います。

ただ、これもう本当に大きな問題になりつつあると思うんです。私もこんな質問していますけれども、あしたに分からなくなる可能性もありますし、十分気をつけていかなくちゃならないと。自筆証書遺言もやはり古いというか、実際亡くなる期日に近いのが一番有効になりますので、1通なり2通なりそれはあったとしても一番最後に書いたのが有効になりますので、元気なうちに書いて自分の考えを伝えておくというのも、これは当たり前の社会になってくると思うんです。そういうことも必要ではなかろうかなと、かように思う次第でございます。

私は、これで一般質問を終わります。分かりましたので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、後藤伸太郎君。質問件名、有害鳥獣から町民を守るための対策は。以上1件について後藤伸太郎君の登壇発言を許します。6番後藤伸太郎君。

[6番 後藤伸太郎君 登壇]

○6番（後藤伸太郎君） 6番後藤伸太郎は登壇して一般質問を行いたいと思います。

今回は1件、町長にお伺いします。有害鳥獣から町民を守るための対策はということになります。

近年、有害鳥獣による農作物への被害が相次いでいます。全て全面的に対策を取るということは非常に難しく、対症療法的にならざるを得ないと思いますけれども、どのように対応しているのでしょうか。また、熊に関しては人や住居への被害も懸念されるところであります。環境省は、今年の4月、九州は熊がいないという話ですので、四国以外の熊を指定管理鳥獣に改めて指定するというようなことがあったようですが、それを踏まえてどのような対策を考えているのでしょうか。箇条書にまとめれば以下のとおりになります。

1点目、把握している鳥獣害の状況はどのようなものでしょうか。

2点目、農作物被害への対策はどのように取っているのでしょうか。

3点目、熊の目撃情報が急増し不安に思う町民の方も多いと思いますけれども、状況と対策はどのようにになっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の御質問、有害鳥獣から町民を守るための対策についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目、把握している鳥獣害の状況についてですが、本町においては、鹿類やイノシシ等の獣害、スズメやカモなどの鳥害が確認されており、その被害額は令和3年度から5年度までの平均額で約340万円ということになっております。特にイノシシについては、近年、生息域の北限が拡大し、本町でも令和2年度から農業被害が確認されているところであります。これ以外にもハクビシンによる果樹類等への被害、カモによるセリへの被害も発生しております。金額的な損害もさることながら、農家の生産意欲の減退につながることも懸念されているところであります。

次に、御質問の2点目、農作物被害への対策についてですが、まず基本となるのが電

気柵等による防除となり、農作物の被害軽減のほか、餌の供給を減らすことにもなり、町単独での補助制度を創設し支援に当たっているところであります。

また、南三陸町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動も隊員数が増加し、近年では特に被害の大きいニホンジカとイノシシ、合わせて100頭以上が捕獲されております。

さらに、ハクビシン等の小型動物への対処としまして、町所有の箱わなを無償で貸し付ける取組を行っており、被害の軽減に努めているところであります。

しかしながら、暖冬の影響もありまして繁殖数に捕獲数が追いついていないという状況でありまして、農作物被害が思うように減らない状況となっていることから、JAや県普及センターなど関係機関と連携しながら、防除と駆除の両面から引き続き対策を講じてまいりたいと思います。

最後に、御質問の3点目、熊の目撃情報の急増に伴う対策等についてであります。近年の目撃情報は、令和3年度に3件、令和4年に1件、令和5年で2件という状況であったのですが、今年度に入って既に15件の目撃情報が寄せられております。原因は不明であるものの、集落周辺に同じ個体が一定期間とどまつたためと考えられております。特に朝方と夕方に多くの情報が寄せられることから、小中学生の通学など町民の方々に危険が及ばないように、防災行政無線においてその都度警戒を呼びかけております。

熊の出没により人的被害、財産被害が懸念されるところでありますが、国及び県の方針として、原則ツキノワグマはその個体数を維持しつつ、被害を未然に防ぐ取組を進めることとなっております。

具体的には、山林近辺においては、花火等の音響効果による追い払いを行い、市街地等に出没した場合は、追い払ってもなお居座り被害が発生するおそれがある場合に限り捕獲などを行うこととなっております。

町といたしましても、捕獲に係る研修会に参加するなど、不測の事態に備えた体制強化を進めているところであります。今年度は目撃情報が多く寄せられ、不安を抱く町民の方々も多いことは十分理解をしているところでありますので、今後も被害防止のため、情報提供を行いつつ、警察や宮城県、さらに実施隊等との連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、1つずつお伺いしていきたいと思います。今日は熊のことを見こうと思ったので熊みたいな顔をしてやってきましたけれども、ちょっと難しいお話を

続いたのであまり難しくない質問をしようかなとちょっと思っております。

1点目、現在の鳥獣害の被害の状況はどのように把握されておられますかというような質問をいたしました。鳥獣ですから鳥と獣、主に獣のほうがそういう被害額というところから考えると多いのかなあと思います。金額的なことも聞こうかなと思ったんですが、先回りして答えていただきました。ここ3年間の年平均だと被害額としたら340万円ほどと、これが多いか少ないのかというのはなかなか判断が難しいところかなと思いますけれども、やはりせっかく丹精込めて作った農作物が獣害にやられてしまって人の口に入ることがない、売りに出せない、農家の皆さんのが生産意欲の減退につながると、ここが一番大きい問題ではないのかなと思いました。

特にイノシシが増えてきているということのようあります。この辺り把握するに当たっての手法といいますか、どのように調査してこういった状況だとしているのか、現場の状況を少し御説明いただければと思いますが、その辺りはどのような把握に努めておられるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） イノシシあるいは鹿、農作物被害を大きく及ぼす獣類ということですが、町のほうで鳥獣被害対策実施隊のほうをお願いしております。こちらの隊員の皆様に日頃から各担当地域を見回っていただくのが1つ。

もう一つは、当然、地域の方々からの情報提供というのがございます。この近辺でイノシシを多く見た、あるいは鹿が多く出ているというような情報をいただいた上で、わなを仕掛けるというような対応を取っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それしかないと言えばそれしかないのかなとも思うんですが、畑が実際に荒らされてから、あ、獣が出ましたと、じゃあ、この辺にいるんだねという把握になってしまうんですけれども、何しろ食べられてからではもう遅いわけですよね。なので、獣とか、鳥は飛んで逃げますからあんまり把握するというか非常に難しいと思うんですけども、鹿とかイノシシに関しては、痕跡というかそういうものを探せばあるのかなと思うんですけども、それをこっちから積極的に探しに行って、この辺にはどうもこれぐらいそうだからきっとこの辺に被害が出るだろうみたいな被害予測につながるような調査というのは、これなかなか難しいものなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど、わなのお話をしましたけれども、そういう被害があつた部分については情報提供いただいてわなを設置する。それ以外の部分は、基本的に実施隊の皆様のこれまでの経験等に基づいて、例えば、沢沿いであったり獸が隠れやすい縁の部分があつたりというような経験則に基づいたわなの設置というのも行っているところでござります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） なかなか我々より、ともすれば賢かったり身体能力というか生き物としての力は向こうのほうが上なのかなと思いますから、なかなか追いかけて捕まえるということは一筋縄でいかないと思いますし、その全容をかちり把握することは非常に難しいんだろうということが今のやり取りで分かったかなと思います。

その上で、何点かちょっと確認させていただこうかなと思いますけれども、1点目、2点目に関連して何点かお伺いしたいと思います。

まず、人的被害といいますか、熊はそうですし鹿とかイノシシにしても、ともするとけがをしたりということはあり得るかなと思うんですが、そういった情報というのは今のところないということでおよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今年に入って1件だけ、イノシシと接触したといいますか、けがというほどには至らなかつたんですが、ぶつかったという事例が1件ございます。

それ以外、鹿については特に被害はございませんし、議員御承知のとおり熊はまだないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それから、イノシシとかすつたというかちょっとぶつかったということですから、本当に我々の生活圏のすぐそばまで来ているということが分かるのかなと思います。

すみ分けというか、こっちに来ないでねということが大事になってくるのかなと思うんですけれども、ひとつ先ほどのお話の中では、電気柵、畠の周りとかに回すやつだと思うんですけれども、それに関しては補助制度がありますよというようなお話でした。実際の実績数といいますか、どれぐらいのものが補助をされているのか。面積でも件数でも構いませんけれども、この後、決算議会あるんですけども、どういう実績なのか聞いてみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 電気柵等の設置に係る補助ということで、直近で言いますと令和3年度が13件、令和4年度が5件、令和5年度が9件、今年度は既に15件の申請がなされているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） どれぐらい効果があるかということをはかるのは非常に難しいと思いますが、これは基本的にうちで設置したいんだけれどもという設置する方からの申請があつて、それを受け付けて補助するという仕組みでよろしいですかね。分かりました。このほかに箱わなの無償貸出しもしていると。

もう一つデータとして、先ほど実施隊の皆さんの活躍があるよというようなお話がありました。主に鹿、イノシシ、こういったものを実際に捕獲した頭数みたいなものが分かるのであればちょっと知りたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ちょっと数字的なお話になりますけれども、まず鹿からです。令和3年度ですと113頭、令和4年度ですと131頭、令和5年度で163頭、今年は7月末までで93頭となっています。

一方、イノシシにつきましては、令和3年度が15頭、令和4年度は41頭、令和5年度は53頭、今年度は7月末までで19頭という実績になっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町内、非常に広い面積は持っているといえども、相当の3桁に上る数、それから、イノシシも50頭とかそれぐらいの数が町内で実際に捕獲されていると。捕獲されている頭数がこれだけですから、実際の数はもっともっといるということだと思います。

では、そういう獣、それから先ほど鳥のお話もありましたけれども、から主に、先ほど人間被害はないというような確認もいたしましたので、これまでのところはということですけれども、農作物への被害というところが非常に大きいんだろうと思いますので、この対策、今まで捕ってきたものよりも数、被害額というのは上昇傾向にあるわけですから、より有効的なこれまでと違った対策というものも考えていかなければいけないのではないかなど思いますけれども、その辺りの対策はどのようにしていくおつもりなのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 1つは、引き続き予防対策といいますか、そういうわなの設置、あるいは侵入防止対策の電気柵の設置というもの、あるいは生息環境の管理ということで、例えば、放任果樹、実を取らなかった果樹です、例えば、柿とかが木に残ったままになっているとか、そういうものを行わない環境整備というのも必要になると思います。

当町であまりまだ実績がないのが、国の補助を活用した電気柵の設置というものがございます。こちらですと、一定戸数以上の地域の方々がまとまって広い農地を電気柵等で囲うという事業がございますが、請負ですと2分の1補助になりますし、その後の当然国費を使った場合は維持管理というものが求められますので、地域の方々と意見交換をしながら、そういう団体で取り組めるところがあればそちらのほうも対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今後というか、どういう対策があるかというようなお話をしたところだったかと思います。今、お話が出ました国の補助、電気柵に対してのちょっと詳しく伺おうかなと思うんですけども、国の補助のほうが町の補助よりも有利と考えていいのかということと、グループ化といいますか、個人で申し込むのではなく地域に対しての補助であるよというようなお話がありましたので、となれば、当然、手続上の事務作業といいますか、みんなでの話し合いというものが必要になってくるのかなと思いますけれども、その辺りの申請するに当たっての障害となり得るハードルが高いとも感じられているのであれば、どのような点があるのかというところをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 町のほうで単独で行っている有害鳥獣対策電気柵につきましては、個人でなされる場合は補助率2分の1で上限が10万円ということになっています。

一方、国のはうは、請負、誰かに頼んで柵を設置してもらう場合は補助率が2分の1ということになっていますので、町の10万円という上限よりははるかに大きな額を使えるだろうというところがございます。

国でやる場合には、3世帯以上でグループを組んで、当然、そのグループの中で管理してい

くということになりますので、そういう共同作業を実施するそういう意思統一がなされた団体、あるいは継続してそういう有害鳥獣対策が可能となる団体ということが必要になるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 詳細、すみません、ちょっと細かいところですけれども、国の補助は設置を業者さんとか誰かに頼むと設置費用の2分の1が補助されると。現物自体はどういう扱いになるというか、電気柵の購入費用とかそういうものはどういう扱いになるんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど申ししたように、請負の場合は物代込み、要は頼んだ分の経費の2分の1で、自分たちで設置するというパターンもありまして、その場合は資材代が定額という形である程度決まった額の補助が出るということになっています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3世帯以上ということは、当然、広範囲に電気柵を回すと、それが町の補助ですと上限が10万円と決まっているので、2分の1補助ですから全体で20万円の電気柵までしか回せないというか、それに見合った範囲しかカバーできないけれども、もっと広い土地も国の補助を使えば、定額というか自分たちの農家さんたちの持ち出し分が大きくなく有利な補助条件でカバーできるというような認識でよろしいですか。

そうなってくると、その管理、その後の継続してそれを維持していくというところが、少し面倒というか二の足を踏むところなのかなというふうに思います。農家のさんは、ただでさえ労働力に対しての対価、生産物の売上げというものはそれほど大きい実入りがあるものではない。そんな中で、家族皆さんで力を合わせて何とか頑張って土地を、畠を、田んぼを守っているという状況の中で、金額負担もそうですし、そういった隣近所とのグループ化に要する話し合いの時間とか、またその調整とか書類を書くとかそういう手間も増えるというところで二の足を踏んでいるのかなと、今お話を聞いていたら思いました。

であれば、金銭的な補助というのは限界があると思いますので、そういった事務手続上のフォロー、農家の皆さんがあまり頭を悩ませずに、ただみんなでやるんだという意思統一さえできれば、そこを、例えば、行政の皆さんとか、先ほど指導団体というような話もありましたが、農協の皆さんとか、そういった事務手続を得意な方というかいらっしゃると思いますので、そういった方と連携して国の補助をいろいろな場所に導入していくという方向性も1つあるのかなと思いますけれども、町としてどのように考えるのか、その辺りの見解を伺い

たいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 国庫補助となりますと、当然、それなりの書類の作成、あるいは計画の実効性といいますか担保みたいなものが必要になってくるということでございますので、まず事務的な部分というのは、町であったり農協さんですか、関係団体の皆様と協議をしながら進めていければとは考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） その辺は町で頑張ってやりますというわけではないんでしょうか。

ひとつ今お話を聞いていてちょっとと思いつきのような話なのでお答えいただけるかどうか分かりませんが、地域おこし協力隊という制度があります。そういったグループ化であるとか書類を作るとか、電気柵に対して、有害鳥獣からの防除、防御に対して、そういった人を充てる、3年でしたっけ、3年何とか回してもらえばその後も継続して回せそうな気がしますが、そういったものを外から人の力を借りるという手段も1つあるのかなと今ふと思ったんですけども、検討の余地はあるかないかちょっと聞いてみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこし協力隊というお話でございましたので、議員御承知のとおり、本町の地域おこし協力隊の受入れというのは委託型、いわゆる受入事業者型といった形を採用してございますので、そういった活動支援等に当たる地域おこしの方をそもそも事業者としてお受け入れいただくことが前提になろうかなと。現在の仕組みとすれば、そういったことになろうかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 制度の立てつけがそうなので、例えば、農家さんが1件で地域おこし協力隊の人を雇って書類作業全部やってもらうとか、それはちょっと現実的じゃないだろうと思いますので、例えば、地域を振興していく、地域のにぎわいを活性化していくみたいなそういう団体で、そういった事業に従事してもらう目的でその団体が受け入れるということは技術的には可能なのかどうか、そこだけ一応確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） そういった目的を有する法人あるいは団体さんが、書類作成といったことに限らずして、産業振興等も全体的に見た場合に町の発展に資するといったことで計

画性を有するのであれば、不可能なお話ではないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 地域の農業を守っていく、それから、明らかに増えていますので、鹿にしてもイノシシにしても、そういういた獣害を防ぐために外から人の力を借りて、例えば、電気柵にしても、地域の皆さん、農家やっていらっしゃる方、失礼かもしだれませんが御高齢の方が非常に多いように見受けられます。実際に電気柵を設置するとかいう作業をそういう人々と一緒にやって、地域の農業を守るために地域おこし協力隊を利用しているよというのも1つのやり方かなと今思いました。

1点目、2点目に関しては、最後の部分ですが、実施隊のお話が出ました。隊員数が増えているよというようなお話でしたが、一応その隊員数をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 定数が15名になっておりまして、今年度から全部の15名の方が実施隊として活動されております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 活動をされている方、ともすれば自分がけがをしたり、自然が相手のことですから非常にある種の危険も背中合わせの中で活動されていると。たしかそういった人々に対しての手当といいますか対価という部分に関しては見直しがあったと記憶しておりますけれども、その辺り一応確認させていただいてよろしいですか。単価ということになるんですか、1頭当たりみたいなことだったと思いますけれども、どのように推移したかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 捕獲報酬につきましては、鹿とイノシシに対して交付といいますか、お金を交付させていただいておりまして、昨年度までは1頭当たり8,000円ということでしたが、近隣の市町村見まして、例えば、隣の気仙沼市さんと単独で1頭当たりの上乗せをしているという現状がございましたので、今年度から1頭当たり6,000円上乗せして、鹿、イノシシについては1頭当たり1万4,000円ということで、こちらの金額につきましては隣の気仙沼市さんと同額という状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 農家の皆さん生産意欲ということも大事ですけれども、自治体の皆さんも、自分のやっている活動は地域を守っているんだという非常に意義があると感じて働

いていただいていると思いますけれども、そこにしっかりと見合ったものをお支払いしていくというか、これは非常に重要なことだと思います。隊員数は今15名、定数いっぱいということですので、こういった数が維持できていけば、防除に関しても活動がしっかりと充実していくのかと思いますので、その辺りしっかりと今後とも注視して、実施隊の皆さんもやりがいを持って、そして十分な収入を得られるというような状況で活動していっていただけるように取り組んでいただければと思います。

さて3点目、熊について少し詳細に確認しなければいけないのかなと思っていました。数字としては、先ほど目撃情報の数、それから時間帯ですか、そういったものについてお話しをいただきました。

1つ始まる前に簡単な確認をしたいんですけども、熊を目撃した場合はどう対処したらいいのか。町民の皆さんにどういうふうに周知しているのか。例えば、通報するにしてもどこに通報するのかとか、そこに対して煩わしいというか時間を取られるような対応が必要なのかどうか、ちょっと確認したいなど。というのは、面倒くさいから通報しないんだという話を聞いたことがあって、ちょっとそれは、もう一つは多分本当に見たかどうか分からぬというか、間近で見たら熊だと思うと思うんですけども、ちょっと遠くに影が見て熊だと思うけれどもみたいな人が通報をためらってしまうみたいなこともあるのかなと思いますので、町民の皆さんとして目撃したと思うという場合にはどうしたらいいのかということは、これちゃんとお知らせしておくべきかなと思いますので確認したいんですけども、どういう対応になっているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちなみに、もう研修会でこのように行動をしてくださいという一定の指針がございます。

1つは、まず熊を発見したということになれば、市街地で発見、目撃をしたと、まずは警察へ通報すると。

2つ目には、警察署では警察官を現地に派遣するとともに、役場に通報、連絡をすると。

3番目に、役所は現地に職員を派遣するとともに、実施隊に連絡して、県の地方振興事務所に連絡をし、学校などにも併せて連絡をすると。

4点目が、実施隊は隊員を現地に派遣すると。

5点目に、関係者が協力して住民の安全確保をすると。ロープを張るとか規制エリアを確保するとか。

6番目に、追い払い、捕殺と順で対応を検討するんですが、麻醉銃というのもあります、これは麻醉銃を扱える方って仙台にしかいないんだそうです。ですから、町としては、町というか仙台以外はなかなかこれを使う人はいないということです。

最後、7点目には、周辺状況を踏まえて警察法第4条に基づき捕殺をするということですので、これだけの時間かかりますので、多分、この間に熊はいなくなる。

もう少し速やかなものができないのかなという思いがあるんですが、いずれ、これはこういうふうに警察というか法律でこのようになっているので、基本はこういうふうに研修会で皆さんにこういう流れでやってくださいという指示が出るということあります。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 連絡先という部分でちょっと補足でございます。一般的には、役場でも警察でも熊を目撃しましたという情報はどちらでも構わないと思います。ホームページのほうでもちょっと載せているんですが、人身被害の危険度が高い場合はすぐに警察に電話してくださいということで周知はさせていただいているというところです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町長のおっしゃるとおりといいますか、例えばの話、お昼に沼田のその辺にちょっとお昼でも食べに行こうかなと思ったら物陰からガサガサっと何か物音が聞こえて熊らしきものが出たと、警察に電話して、警察から役場に行って、役場から実施隊に行って、広域に行って、それぞれ人員を派遣しているその間、通報者は私はどうすればいいのかと、目の前に熊がいるんだけれどもという話になっちゃうよねとは思いました。

まずは自分の安全を確保するという意味で、その場から静かに離れるとか何かそんな行動があるんだろうと思いますけれども、じゃあ通報さえすれば、その後、聞き取り調査に来るとか何かそういう取調べを受けるみたいなことは基本的にはないと思っていいですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 一般的に、電話での通報といいますか情報提供が来ますので、どこでいつどのような状況で見たのかというのは、情報が不足する場合には、再度通報いただいた方により詳細に教えていただくという場合はございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 研修会というのはニュースでも私たち見ましたけれども、県内の別な自治体で熊に扮した方が何か実際に出たらこうするんだよというようなお話をしていたのを見た記憶はありますけれども、もう一つ、町内の目撃情報、今年に入って15件というこ

とでした。町民の皆さん気が気になっているのはもう一つ、どこが危険といいますか、どの辺りでよく目撃されているんだろうというのが気になるのかなと思いますが、特に情報が集中している場所であるとか、この辺り危ないと思いますというところがあればお知らせしておいたほうがいいのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど町内の目撃情報15件というお話をさせていただきましたが、直近ですと7月23日に歌津地区の杵沢で目撃されたと。その15件の内訳を見ますと、ちょっと数を分けたわけではないですが、戸倉、入谷、志津川、歌津と満遍なくといいますか、どこでも目撃されているというところなので、大きい意味で言えばどこの地区でも、例えば、海の近くでも現れる可能性があると。

危ない場所ということでございますが、基本的には、学者の方といいますか詳しい方に申せば、熊は基本的には臆病な生き物なので、あまり堂々と道路にいつまでもいるような生き物ではないと。ですので、やはりやぶであったり林であったり、そういう隠れる場所があるところに一般的にはいるものですから、当町の場合、山林が非常に多いので山の近くに行くなというのは無理なんですが、朝夕、やはり目撃される情報が多いので、できれば朝夕はそういう生き物が隠れられるようなところの散歩などは控えていただければいいかなあと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そこで最優先に考えなければいけないのではないかと私が思うのは、子供たちかなと思っております。今、どこが危ないんでしょうというお話をしたら、町内全域満遍なく危ないですよと。朝夕がちょっとあんまりよくないと。朝夕、子供たちは歩いて山の上にある学校に通うんです。学校から帰ってくる。今回、教育長に通告はしていないので教育長からお答えいただく場面はないのかなと思っているんですけども、これは何としても危険があつてはいけないと思います。

その認識といいますか、先ほど来、例えば、電気柵を回すとか単独では立ち入らないとか、大人は注意できることはあると思うんですけども、なかなかそうはいかない、例えば、携帯を持っていないような子供たち、通報さえできないという人たちを守るためにには、やっぱり何か町として考えが必要なのではないかなと思いますけれども、子供たちへのという部分に関して、どのように考えていくべきかとお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、農水課長が熊は臆病で人の音がすれば逃げるという話でしたですが、実はたまたま今朝、ワイドショーを見ていました。そうしたら、人の歩いたところに平気で熊が歩いているんです。あれって多分慣れなんです。人に慣れている。だから逃げない。そういうところでぱっと出くわしたときって熊もびっくりするのでかかってくるということになるので、非常におつかないなと思いますし、今、お話しのように小中の子供たちが通学の際に熊被害に遭わないようにどうするのかということについて、今、ここで答えは持ち合わせておりませんが、いずれ、今、全町域に出るということですので、その辺も教育委員会と相談をしながらこの辺の対策等については考えていきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私に言われるまでもなく、もちろん検討というか気持ちは持っていたんだろうとは思いますけれども、やっぱり何かあってからでは何も取り返しのつかないことというのはあり得るのかなと思います。

今、町長お話ありましたけれども、学者の皆さんは専門的な知識をお持ちでほとんどの場合、言うことは正しいと思うんですけども、何事にも例外というものがあって、その例外で貴重な人命であるとか子供の未来が何か傷つけられてしまうということは、これは何としても避けるべきかなと思いますので、検討していただければなと思います。

そこで、質問としては最後のほうになってくるかと思いますけれども、環境省が何か本腰を入れ始めたといいますか、熊の被害、獣害が東北北部、それから北海道等で立て続けに起きて、これは要は法律を変えて今まで熊は指定されていなかったものを指定管理するんだということにして、そこに対して恐らく予算をつけるぞというような姿勢なんだろうと思います。現時点で、そういう関係者の動きがありますけれども、町単位でこうしてくださいとか、例えば、こういうメニューがありますよとかこういう対策を取るんだというようなお話というのは、現時点ではまだ来ていないんでしょうか、もう来ているんでしょうか。その辺りお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 交付金の対象メニューということでございますが、大きく分けると5つありますて、計画策定、調査事業、それから捕獲事業、それから出没防止対策事業、それから出没時の体制構築事業、それから人材育成という、大きく分けるとこの4つの交付金メニューというのが示されております。

調査事業は、文字どおり保護管理の方針の策定とか、あるいは生態状況だとかそういうもの

を調査するものですし、捕獲は文字どおり捕獲に対する経費の補助、出没防止については、侵入防止柵の設置であったり学習会、啓蒙普及の実施に対する経費の補助、出没時の体制構築というのは、これは出没時の対応マニュアルの作成であったり、あるいはＩＣＴの活用などというところが補助金の対象になっています。最後は、熊専門といいますか熊に詳しい人材育成というものに対する経費の対象になっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この辺りを通学路であるとか子供たちへの防除に対して有効に使っていく必要があるのではないかなと思います。ぜひ、検討していっていただきたいなと思います。

アイデア的なことはいろいろもっと詳しい方にお伺いしていただければいいのかなと思いますけれども、鈴が有効なのかどうか分かりませんけれども、子供たちには熊が出たときの撃退スプレーぐらいもう全員分配るとか、何しろ干し柿を狙うみたいな話がありますけれども、畑とか果樹が収穫し切れずに残されている状態のところに、そういった鹿もイノシシも含めてそうですけれども、獣がやってくると。そういうものは売り物にならないけれども放置せざるを得ないような農作物みたいなものが町内に多いのであれば、それをもう業者さん使って全部回収しちゃう。売らないんだったらもう回収しちゃう。全部ＢＩＯに運び込んでメタンガスに変えると。その分の費用を環境省から出してもらうとか。あとは畠とか住家、住んでいる家と山林との距離が近過ぎるとばっと出てきたときにも対応のしようがないので、刈り払って見通しのいい場所、おうちと山林との間に隠れる場所がないような場所を造ることで、さっき熊は臆病だという話もありましたけれども、そういうものが近くにまで寄つてこない対応になるという話もあります。

ですから、草を刈り払う費用とか草刈り機の燃料代とか人件費とか、そういうのを環境省に出してもらうとか。大分乱暴な話かもしれません。詳細なメニュー知らない上で話していますからあれですけれども、ここまで目撃情報が増えた中で、町民の皆さんのが不安に思っている中で、町としてやっぱり何か1つでも2つでもこういう対応をしておりますよということをお知らせすることで、安心してもらえるのにつながるのではないかなと思いますので、調査計画とか人材育成とか何年後の話ですかという話じゃなくて、もう目の前で熊が増えているので、目前の対応としてはこんなものが考えられますけれども、これぐらいはやりましょうよというのを打ち出していく姿勢が私は必要なんじゃないかなと思いますけれども、どのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと今朝もテレビでやっておりましたけれども、これから秋になつて熊が餌を求めて里のほうに下りてくるということですので、一番気をつけなければいけないのは、民家の近くに食料、食べ物を置かない。対策としてそれが一番ということです。

それから、2つ目には、後藤議員がお話ししたように、収穫しない柿とかをそのままにしておくということについては、そこに熊が来て取るということですので、そういう熊の餌になるようなものをとにかく民家の近くに置かない。それがまず一番の対策だという話をしておりましたので、その辺は我々だけでできる話ではなくて、それぞれの庭に柿の木があるわけですので、そういった方々にもそういうわゆるPRというか周知の仕方もしながら、対策を一步一步を講じていくことが必要なんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 質問の一番最初に、全面的な対策は難しくて対症療法的にならざるを得ないよねという話は前置きした上で今回質問させていただいたわけですけれども、やっぱり特に熊に関しては、先手を打って考えていく必要があるのではないかなと思います。

町長、民家の近くに餌となる生ごみも含めてそういうものを置いておくと、しかもそこで味を占めてしまえば何度も熊は同じ場所に来るというようなお話をしたので、そういうものを、もちろん民家というかお住まいの皆さん自身が気をつけるべきことでもありますけれども、行政としても追加で対応できるところは対策を講じていく必要がある私はあると思いますので、ぜひ環境省の事業メニューを今後も注視して、予算が獲得できるところは獲得して獣害を防ぐということをしていっていただきたいなと思います。

また、熊は関しては、南三陸町で増えてきているのは最近ですけれども、今年に入ってすれども、前々からやっぱり被害に遭っている、そういう目撃例の多い地域というものもあるわけですから、そういうところにお話を聞くということもこれ必要だと思いますので、その辺りも含めて、今後、獣害を防ぐために町民の皆さんを守るための対策をどのように進めていくのか、確認させていただいて質問終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、全国的、とりわけ岩手とか秋田のほうに随分と熊の目撃あるいは被害に遭っている方がいらっしゃいますので、そういう自治体の方々が現実にどういうような対策を講じているのかということについては、情報収集をしっかりしながら、町としてのいろいろな考え方を取りまとめていきたいと思いますので。

本当に怖いのは、子熊がいたときに近くに親熊がいるということですので、十二分に皆さんもお気をつけいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時01分 延会